

事業所税の手引き

さいたま市

事業所税を申告される皆様へ

日頃より本市の税務行政につきましてご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

事業所税は、専ら都市環境の整備に充てる財源の確保を図るため、昭和50年に創設された目的税です。そのしくみは、行政サービスとそこに所在する事業活動との間に受益関係のあることに着目し、その事業活動の規模に応じて税を負担していただくものとなっております。

課税にあたっては申告納付制度となっておりますので、申告義務者様が自らその事業所等の内容を申告いただき、算出した税額を納付していただくほか、関係者様全ての皆様にご理解とご協力をお願いしています。

この『事業所税の手引き』で事業所税の課税のしくみについてご理解いただき、申告書を作成する際の参考となれば幸いです。

令和7年4月

参考条文等凡例

根拠法令名及び参考条文等は次の略号で示しています。

法	地方税法
令	地方税法施行令
規	地方税法施行規則
法附	地方税法本法附則
令附	地方税法施行令附則
規附	地方税法施行規則附則
取扱	地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）
条	さいたま市市税条例
条附	さいたま市市税条例附則

各条文の条、項、号の番号は算用数字で表示し、項には数字を○、号は（ ）で囲んで表示しています。

なお、本書の内容は、令和6年4月現在の法令・取扱等によるものです。

目 次

事業所税の概要

- 1 事業所税の趣旨…………… 1
- 2 事業所税の使途…………… 1
- 3 事業所税の課税団体…………… 1

事業所税のしくみ

- 1 構 成…………… 2
- 2 課税対象…………… 3
- 3 納税義務者…………… 4
- 4 資産割の課税標準…………… 6
- 5 従業者割の課税標準…………… 1 1
- 6 税 率…………… 1 5
- 7 免税点…………… 1 5
- 8 非課税…………… 1 9
- 9 課税標準の特例…………… 2 1
- 10 減 免…………… 2 2
- 11 申告と納付…………… 2 2

みなし共同事業

- 1 概 要…………… 2 5
- 2 免税点の判定及び課税標準の算定…………… 2 5
- 3 特殊関係者の範囲…………… 2 5

資料 1 非課税対象一覧表…………… 2 8

- 表 1 防火対象物一覧表…………… 3 1
- 表 2 消防用設備等及び避難施設等…………… 3 3

資料 2 課税標準の特例対象一覧表…………… 3 7

資料 3 減免対象一覧表…………… 3 9

事業所税の申告書の記載要領…………… 4 1

- 事業所税の申告書（第 4 4 号様式）…………… 4 2
- 事業所等明細書（第 4 4 号様式別表 1）…………… 4 3
- 非課税明細書（第 4 4 号様式別表 2）…………… 4 4
- 課税標準の特例明細書（第 4 4 号様式別表 3）…………… 4 5
- 共用部分の計算書（第 4 4 号様式別表 4）…………… 4 6

事業所等の新設・廃止・異動申告書の記載例…………… 4 7

事業所用家屋の貸付け等申告書の記載例…………… 4 8

事業所用家屋の貸付け等申告書（継続紙）の記載例…………… 4 9

事業所税の概要

1 事業所税の趣旨

事業所税は、都市地域に人口や企業が集中することにより、交通・防災・公害等の都市問題が発生し、著しく都市機能を低下させることに対して、これらの都市環境施設の整備及び改善に必要な財源の確保を図るための目的税として、昭和50年に創設された税です。

事業所税は、都市における行政サービスと事業活動を営む事務所・事業所との受益関係に着目し、そこに所在する事務所・事業所において事業を行う者に対して、その「事業所床面積」及び「従業者給与総額」という一定の外形標準を対象に課税するしくみをとっています。

2 事業所税の用途

都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てます。

具体的には

- (1) 道路、駐車場等の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地等の公共空地の整備事業
- (3) 上下水道、廃棄物処理施設等の整備事業
- (4) 河川、水路の整備事業
- (5) 学校、図書館等の教育文化施設の整備事業
- (6) 医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止や防災等に関する事業

その他都市行政需要のほとんどの事業が対象となります。

3 事業所税の課税団体 77団体 (令和7年4月1日現在)

- (1) 東京都 (特別区の区域)
- (2) 指定都市 (20市)
札幌市、仙台市、**さいたま市**、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
- (3) 首都圏整備法による既成市街地を有する市 (3市)
武蔵野市、三鷹市、川口市
- (4) 近畿圏整備法による既成都市区域を有する市 (5市)
守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
- (5) 人口30万人以上の政令で指定された市 (48市)
〔北海道〕 旭川市
〔東北地方〕 秋田市、郡山市、いわき市
〔関東地方〕 宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市
〔中部地方〕 富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市
〔近畿地方〕 大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市
〔中国地方〕 倉敷市、福山市
〔四国地方〕 高松市、松山市、高知市
〔九州・沖縄地方〕 久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

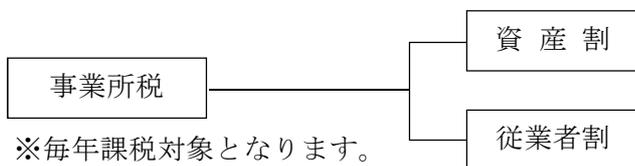
●さいたま市域における事業所税の課税状況

昭和51年10月	浦和市、大宮市の課税開始。
平成13年 5月	浦和市、大宮市、与野市が合併、さいたま市誕生。
11月	旧与野市域の課税開始。
平成15年 4月	さいたま市が政令指定都市に移行。
平成17年 4月	岩槻市が編入合併。
10月	岩槻区の課税開始。

事業所税のしくみ

1 構成

事業所税は、資産割と従業者割によって構成されています。 [法701の32①] [条136①]



●事業所税の概略表

区 分	資 産 割	従 業 者 割
課 税 客 体	事業所等で行われる事業	
納 税 義 務 者	事業所等において事業を行う者	
課 税 標 準	事業所床面積	従業者給与総額
申 告 義 務 ※	市内合計事業所床面積が 800㎡超	市内合計従業者数が 80人超
納 付 義 務 ※	市内合計事業所床面積が <u>非課税床面積を除いて</u> 1,000㎡超	市内合計従業者数が <u>非課税従業者を除いて</u> 100人超
税 率	1㎡当たり 600円	従業者給与総額の 0.25%
申 告	法人：事業年度終了後2ヵ月以内	
納 付 期 限	個人：翌年の3月15日まで	

※ 納付義務が発生しない免税点（15ページを参照）以下の場合であっても、市内合計事業所床面積が800㎡超又は市内合計従業者数が80人超のときには、市税条例の規定により申告書を提出する必要があります。 [法701の46③] [法701の47③] [条143④]

※ 法人税の確定申告書の提出期限の延長を認められた特例延長法人であっても、事業所税の申告納付期限は延長されませんので、ご注意ください。また、中間申告(予定申告)制度はありません。

2 課税対象

事業所等において行う事業が課税対象となります。

[法701の32①] [条136①]

・事業所等とは……事務所・事業所をいい、所有の形態を問わず事業の必要から設けられた人的・物的設備で、事業の継続性を有する場所をいいます。 [取扱1章1節6(1)]

・事業とは……物の生産、流通、販売及びサービスの提供等のすべての経済活動をいい、事業所等の区画内において行われるものにとどまらず、その区画外で行われるもの、例えばセールス活動等も含まれます。

※ 事業所等の判定時の留意点

【社宅、社員寮などの住宅】

管理人以外の事務員等を配置せず、従業員の宿泊等の目的のみに利用される施設は事業所等に該当しません。 [取扱1章1節6(1)]

【2、3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮事務所等】

その場所において行われる事業が継続性をもたないため、事業所等に該当しません。

[取扱1章1節6(2)]

【建設業における現場事務所等の仮設建築物で1年未満のもの】

臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のものについては事業所等の範囲に含めません。 [取扱9章3(3)]

【モデルハウス】

モデルハウスは、事業所税の課税の対象とされる「事業所用家屋」というよりも、住宅の商品見本としての性格が強いため、課税の対象とはしないことが適当とされています。

ただし、モデルハウスの一室を営業所や事務所として使用しているような場合、その部分は事業所税の課税対象になります。

【建替に係る仮店舗】

社屋の建替に当たり設置した仮店舗は、2、3ヶ月程度の一時的な事業ではなく、継続して行われている事業における仮設の店舗・事務所等と考えられるため、課税対象となります。

3 納税義務者

さいたま市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。

[法701の32①] [条136①]

※ 納税義務者の認定についての留意点

(1) 人格のない社団等

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなされ、納税義務者となります。

[法701の32③] [条136③]

(2) 共同事業

二以上の者が共同して事業を行う場合は、各事業者が連帯納税義務を負います。

(共同申告の必要はありません。)

[法10の2①]

例 A、B両社が、共同事業として研究所Cを設立し運営しています。

A社は、その研究所の施設を提供し、B社は研究員の給料を支払っている場合、研究所Cは、A、B両社の共同事業に係る事業所等に該当すると考えられるため、A、B両社に連帯納税義務があります。

(3) 共同事業とみなされる事業（25ページ参照）

特殊関係者の事業と特殊関係者を有する者の事業とが同一の家屋で行われている場合、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。（共同申告の必要はありません。）

この場合、特殊関係者を有する者の課税標準は、当該特殊関係者の事業を合算せず単独で算定しますが、免税点の判定は、当該特殊関係者の事業を合算して行います。

[法10の2①] [法701の32②] [令56の21②] [令56の51②] [令56の75②] [条136②]

(4) 実質課税

事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人である場合は、事実上事業を行う者が納税義務者となります。

[法701の33]

【デパート等のケース貸し】

デパート等の売場においてケース貸しとして他の事業者に営業させている場合、デパート等の経営者が資産割の納税義務者となります。ただし、当該床面積の使用について賃貸借契約が締結され、賃借人が当該部分について使用权を有する場合は、賃借人が納税義務者です。

【委託事業】

A社が業務の一部について委託料を払いB社に委託し、B社が自社の工場及び従業員を使用して受託した事業を行っている場合、委託事業は、受託者B社の工場においてB社の従業員が行っているものと考えられるため、納税義務者はB社になります。

※A社の事業所等の一部でB社の従業員がこの委託事業を行う場合は、当該委託者であるA社が資産割の納税義務者となります（ただし、事業所等の一部について賃貸借契約等により専用して使用できる状態で独立したB社の事業所等と認められる場合を除きます）。

(5) 清算中の法人

清算の業務を行う範囲内において納税義務者となります。

[取扱9章3(4)ア]

(6) 貸ビル等

貸ビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者が納税義務者となります。したがって貸ビル等の貸主は、その貸付部分については納税義務者となりません。

[取扱9章3(4)ア]



事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている貸ビル等の貸主は、当該貸ビル等の床面積その他必要な事項について申告義務がありますので、「**事業所用家屋の貸付け等申告書**」によりご申告ください。※転貸者も同様に申告の必要があります。

[法701の52②] [条148条②]

★ 貸ビルの空室について

貸ビルの場合は、その貸ビルの全部又は一部を借りて事業を行う法人又は個人が納税義務者となるため貸ビルの空室は事業所税の課税対象とはなりません。

貸ビルの共用部分をあん分する場合には、現に借りられている専用部分に空室である専用部分を加えたものをあん分の基礎とします。つまり、貸ビル内の専用部分に空室部分を含めて共用部分をあん分することになります。

【空室のある貸ビルの共用床面積のあん分計算】

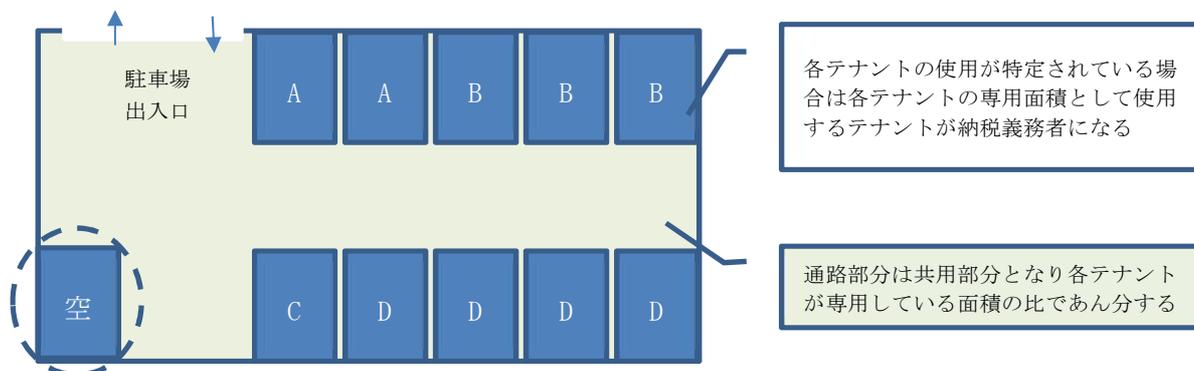
$$\frac{\text{各借主の専用床面積}}{\text{空室を含む専用床面積の合計}} \times \text{共用部分の床面積}$$

★ 駐車場の取扱いについて

※ここで言う駐車場とは固定資産税上の「家屋」に該当する建物をいいます。

各駐車部分の状況	納税義務者
・貸ビル業者の営業用（管理責任を含む）	当該貸ビル業者
・各テナントの自由駐車部分	共用部分として各テナントの専用部分に応じてあん分します
・各テナントの使用が特定されている部分	各テナント
・外来者のための無料開放部分	当該貸ビル業者

例) 駐車場をA社～D社が使用しており、使用部分が特定されている場合



↑ 使用者のきまっていない駐車スペース（空き駐車場）は空室と同様に扱います。

(7) 倉庫の取扱い

倉庫の使い方	納税義務者
1棟の倉庫全てを 一定期間、倉庫業者から賃借、専用する	当該倉庫を使用している者 (倉庫業者が物品等の保管責任を有する 場合を除きます)
1棟の倉庫のうち、 特定の数室又は1室の特定部分を 一定期間倉庫業者から賃借、専用する	
製品1個又は1ケースごとに料金を定め倉庫業 者に預託する	倉庫業者

★ 無人倉庫について

市内に無人倉庫が所在し、その無人倉庫が、当該管理する事務所等と一体となって事業所等の用に供されていると認められる限り、それを管理する事業所等の所在が市内にあるか市外にあるかにかかわらず、課税の対象となります。

4 資産割の課税標準

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在におけるさいたま市内に所在する各事業所等の合計事業所床面積（後述する非課税部分及び課税標準の特例により控除する部分がある場合には、これらに係る床面積を除きます。）です。〔法701の31①(2)〕〔法701の40①〕〔条139①〕

(1) 課税標準の算定期間

法人：事業年度

個人：1月1日から12月31日まで

〔法72の13〕〔法701の31①(7)〕〔法701の31①(8)〕〔条139①〕〔取扱9章3(6)ア〕

★ 個人の課税標準の算定期間の留意点

- ・年の中途に事業を開始した場合：当該開始の日からその年の12月31日まで
- ・年の中途に事業を廃止した場合：その年の1月1日から当該廃止の日まで
- ・年の中途に事業を開始し、その年の中途に事業を廃止した場合
：当該開始の日から当該廃止の日まで

★ 課税標準の算定期間が12月に満たない場合の課税標準の算定について

会社の設立・解散等で、事業年度が1年に満たない場合の資産割の計算については、事業年度の末日現在の事業所床面積を12で除してから、算定期間の月数を乗じて計算します（100分の1未満の端数は切り捨てます）。〔法701の40①〕〔条139①〕

算定期間の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。〔法701の40③〕〔条139③〕

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日の事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{12}$$

例：6月18日に会社を設立した12月31日決算法人で、事業年度末日時点の市内の事業所の合計床面積が1,200㎡の場合の計算例

事業年度：6月18日～12月31日

算定期間の月数：7月 ※1月に満たない端数は切り上げ

$$1,200(\text{㎡}) \div 12(\text{月}) \times 7\text{月} = \underline{700\text{㎡}} \text{ (課税標準床面積)}$$

★ 課税標準の算定期間の中に、一つの事業所等を新設又は廃止した場合の月割計算

算定期間の中に事務所等を新設・廃止した場合は、事務所の使用期間の月数で月割計算をします。

新設・廃止の場合についても、課税標準の算定期間が12月に満たない場合には、先に12で除してから使用期間の月数を乗じて計算します。 [法701の40①] [条139①]

月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

[法701の40③] [条139③]

ただし、同一敷地内の新設・廃止の場合には月割計算は行わず、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積を課税標準として通年で計算しますのでご注意ください。

※ 属する月とは通常、その月の1日から月末をいいますが、15日決算であれば16日から翌月15日までを属する月として取扱います。

※ 事業所等の新設の日・廃止の日は、営業開始日（オープンの日）・終了日ではなく、当該業務の準備期間等を含むため、登記完了日や賃貸借期間の開始日・終了日とします。

①算定期間の中に新設された事務所等 [法701の40②(1)]

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{12} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

例 12月31日決算法人で、市内に1,500㎡の事務所を新設した場合の月割計算

事業年度：1月1日～12月31日

新設日：5月1日

使用した月数：7か月（新設した日の属する月の翌月から算定します）

$$\frac{1,500(\text{㎡})}{\uparrow \text{算定期間の末日現在の面積}} \times 12 / 12 \times \frac{7 / 12\text{月}}{\uparrow \text{使用した月数}} = \frac{875\text{㎡}}{\uparrow \text{課税標準床面積}}$$

②算定期間の中途に廃止された事務所等〔法701の40②(2)〕

$$\boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \boxed{\frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}} \times \boxed{\frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

例 市内に本社1,200㎡、工場B1,500㎡を有する法人が、算定期間の中途に工場Bを廃止した場合の工場Bの月割計算

事業年度 : 1月1日～12月31日

廃止日 : 9月1日

使用した月数: 9か月 (廃止した日の属する月まで算定します)

$$\frac{1,500(\text{㎡})}{\uparrow \text{廃止の日の面積}} \times 12/12 \times \frac{9}{12} \uparrow \text{使用した月数} = \frac{1,125\text{㎡}}{\uparrow \text{工場Bの課税標準床面積}}$$

③算定期間の中途に新設され、同期間の中途に廃止された事業所等〔法701の40②(3)〕

$$\boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \boxed{\frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}} \times \boxed{\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

例 市内に1,600㎡の事務所Aを有する法人が1,500㎡の事務所Bを新設し、同年に事務所Bを廃止した場合の事務所Bの月割計算

事業年度 : 1月1日～12月31日

新設日 : 2月1日 廃止日 : 11月10日

使用した月数: 9か月

(新設日の翌月3月から、廃止した日の属する11月まで算定します)

$$\frac{1,500(\text{㎡})}{\uparrow \text{廃止の日の面積}} \times 12/12 \times \frac{9}{12} \uparrow \text{使用した月数} = \frac{1,125\text{㎡}}{\uparrow \text{事務所Bの課税標準床面積}}$$

★ 事業年度の中で事務所を移転した場合の取り扱い

事務所が移転した場合、従前の事業所が廃止され、新しい事業所が新設されたものと考えて、それぞれ月割で課税標準の算定を行います。

よって、移転前の事務所等は、算定期間の開始日から移転月まで、新しい事務所は、移転月の翌月から算定期間の末日までの月数を算定します。

例 6月15日にビルAの事務所を別敷地のビルBに移転した場合の月割計算

事業年度 : 1月1日～12月31日

ビルAでの月数: 6月15日を廃止日として6か月 (1月1日～6月15日)

ビルBでの月数: 6月15日を新設日としてその翌月からの6か月 (7月1日～12月31日)

(2) 事業所床面積

- ・ 事業所床面積…事業所用家屋の延べ面積をいいます。 [法701の31①(4)] [令56の16]
- ・ 事業所用家屋…家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。
[法701の31①(6)]
- ・ 家屋…固定資産税における家屋で、不動産登記法上の建物の概念と同意義であり、実際の登記の有無に関わらず、建物登記簿に登記し得る建物です。
[法341(3)] [取扱3章1節第1.2]

★ 床面積の取扱いと端数処理

事業所用家屋の各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として計算します。1平方メートルの100分の1未満の端数は切り捨てます。 [不動産登記規則115]

★ 共用部分の取扱い

二以上の事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらに係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」とします。）がある場合は、共用部分を各事業者の専用部分であん分します。 [法701の31①(4)] [令56の16]

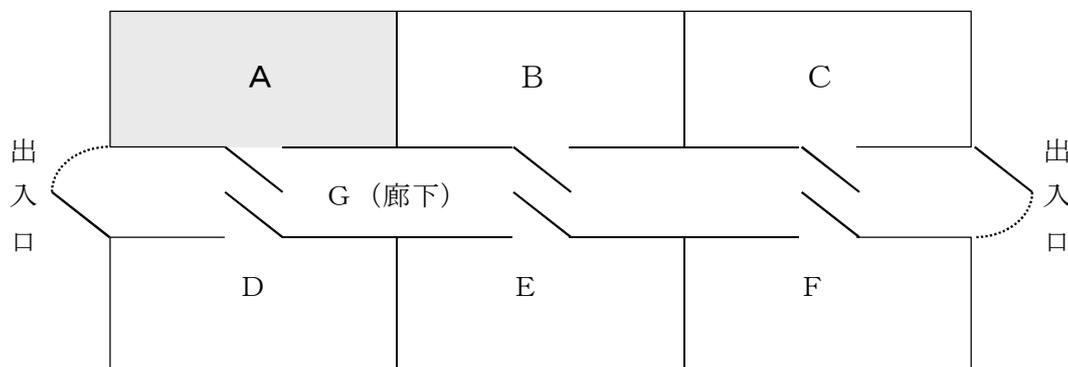
※専用部分とは…専ら事業所等の用に供する部分をいいます。

※共用部分とは…専用部分に係る廊下、階段、エレベーター、機械室、電気室等の共同の用に供する部分をいい、物理的、構造的に共同で使用し得る部分すべてが含まれます。

$$\boxed{\text{当該事業者の事業所床面積}} = \boxed{\text{当該事業者の専用部分の床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \frac{\boxed{\text{共用部分に係る当該事業者の専用部分の床面積}}}{\boxed{\text{共用部分に係る専用部分の床面積の合計}}}$$

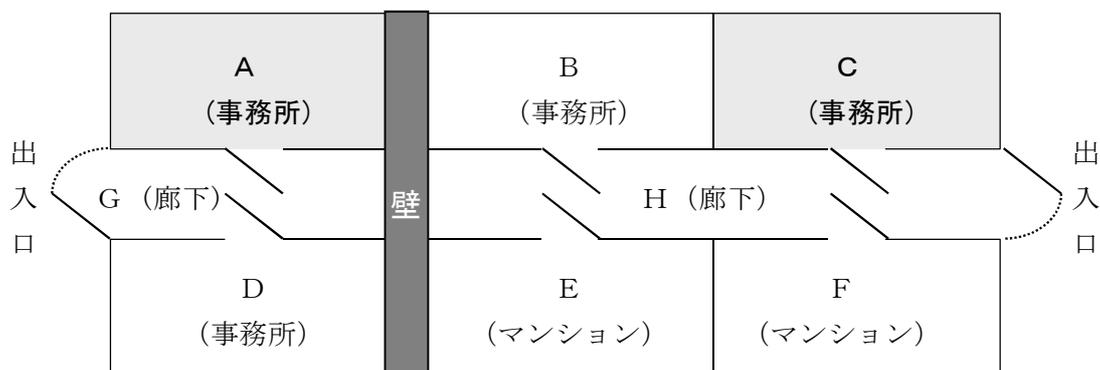
(当該事業者の専用部分の床面積) / (各専用部分の床面積の合計)

(例1) 次の図の場合におけるAの事業所床面積の計算



$$\text{Aの事業所床面積} = A + G \times \frac{A}{A + B + C + D + E + F}$$

(例2) 次の図の場合におけるAとCの事業所床面積の計算



$$A \text{の事業所床面積} = A + G \times \frac{A}{A + D}$$

$$C \text{の事業所床面積} = C + H \times \frac{C}{B + C + E + F}$$

★ 休止中の施設の取り扱い

工場等の一部の機械等について操業を停止している場合、部分的又は一時的な休止については原則として考慮しませんので、課税標準に含みます。

例外的に次の①～③の条件に全て該当する部分は、休止施設として課税標準から除かれる場合があります。ただし、免税点の判定は、休止部分を含めて行いますのでご注意ください。

- ①課税標準の算定期間の末日前6月以上継続して休止していたと認められる。
(事業所税における事業とは、長期間継続して行われることを前提とするため)
- ②休止部分が明確に区画されている。
- ③操業できる状態にないことが確認できる。

※ 現に操業は行っていないとも業務の用に供するため維持補修が行われ、いつでも操業できる状態にある遊休施設は休止施設に該当しません。

(3) 共同事業及び共同事業とみなされる事業に係る課税標準の算定(免税点の判定は15ページ参照)

① 共同事業の場合

共同事業に係る各共同事業者の資産割の課税標準となる事業所床面積は、次の算式によって算出される面積となります。 [令56の51①]

共同事業に係る事業所等の事業所床面積	×	損益分配の割合 (損益分配の割合が定められていない場合は、出資の価額に応ずる割合)
--------------------	---	---

② 共同事業とみなされる事業の場合

特殊関係者を有する者との共同事業とみなされる事業については、その特殊関係者が単独でその事業を行うものとみなして、課税標準の算定をします。 [令56の51②]

5 従業者割の課税標準

従業者割の課税標準は、市内の各事業所等において、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた**従業者給与総額**（後述する非課税部分及び課税標準の特例により控除する部分を除きます。）です。〔法701の31①(3)〕〔法701の40①〕〔条139①〕

(1) 従業者給与総額

課税標準の算定期間中に従業者に対して**支払われた又は支払われるべき給与等の総額**です。

〔法701の31①(5)〕〔条139①〕〔条143③〕

★ 従業者給与総額の範囲にあつての留意点

① 従業者給与総額に含まれるもの 〔取扱9章3(6)イ〕

俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、所得税法上課税とされる通勤手当、ベースアップの差額及び現物支給等です。

なお、事業専従者の場合は、その者に係る事業専従者控除額です。

② 従業者給与総額に含まれないもの 〔取扱9章3(6)イ〕

退職給与金、年金、恩給は含まれません。

また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で、所得税法上給与所得に該当しないもの等及び船上勤務者に支給される給与等も含まれません。

★ 未払金としている給与等の取扱い

未払金として処理された給与等や未払費用として処理された給与等も、ともに損金経理上の取扱いに合わせて従業者給与総額に含まれます。

従業者割の課税標準は、「課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額」ですが、この場合の「支払われた」を文字通り従業者に対して、実際に手渡されたことと解すると、何らかの事情により給与の支払いが遅延している全ての場合に、課税標準からはずされることとなり、事業所税創設の趣旨から事業所等に応益的な負担を求めるという観点で選ばれた課税標準である従業者給与総額の把握の仕方としては、不適当な結果になるものと思われます。

したがって、未払金として処理されている給与等も、未払費用として損金経理された給与等も、既に債務として発生している以上、従業者割の課税標準である従業者給与総額に含めることとされています。

※企業の経理上の未払金

特定の契約等により既に確定している債務のうち、未だその支払いが終わらないものをいいます。次に述べる未払費用が一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合に既に提供された役務に対していまだその対価の支払いが終わらないものであるのに対して、一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合でも、既に役務の提供があり、しかも、その契約による支払期日が経過しているのにその対価の支払いが終わらないものは、この未払金に該当し、流動負債として計上されることとなっています。

※未払費用

一定の契約により継続的に役務の提供を受けているにもかかわらず、まだ支払日が到来しないために、これに対する対価の支払がなされていないものをいいます。この場合、対価は時の経過に伴い又は役務の受入れによって既に当期の費用として発生しているので、期末決算に際

しては、発生主義に基づき当期の損益計算に計上するとともに、貸借対照表の負債の部に流動負債として計上し次期に繰り越すこととされています。

例えば、給与等の支給が、毎月20日から翌月19日までの分を翌月25日に支払うような場合には、当月の20日から月末までの給与等を日割計算で算出し、決算期の到来した月末に未払費用として計上することとされているものです。

(2) 従業者給与総額の算定の特例

年齢65歳以上の者、障害者(ただし、役員を除く。)及び雇用改善助成対象者は、従業者給与総額の算定上、特例が設けられています。

① 年齢65歳以上の者及び障害者(ただし、役員を除く。)

役員以外の年齢65歳以上の者及び障害者については、従業者から除きます。

年齢65歳以上であっても、使用人兼務役員は役員として取扱いますので、従業者給与総額に含めます。ただし、使用人分の給与等が明確に区分されている場合の当該使用人分の給与等は除かれます。

課税標準となる従業者給与総額の算定は、当該従業者に対する給与等の額の控除後に行います。 [法701の31①(5)]

この場合の障害者とは、所得税・住民税において障害者控除の対象となる者及び障害者職業センター等の判定により知的障害者とされた者です。 [令56の17]

② 雇用改善助成対象者

年齢55歳以上65歳未満の者で雇用保険法等による国の雇用に関する助成に係る対象者(以下「雇用改善助成対象者」とします。)がいる場合、当該従業者に対する給与等の2分の1の額を控除します。 [法701の31①(5)]

雇用改善助成対象者の範囲

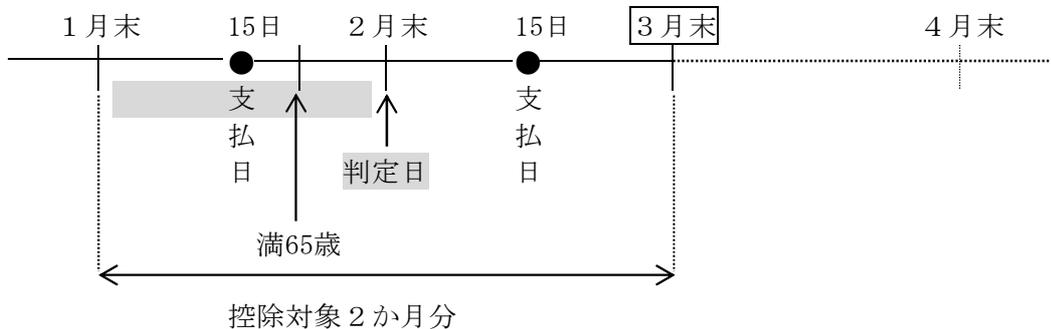
[令56の17の2] [規24の2]

	雇 用 改 善 助 成 対 象 者	根 拠 法 令
1	高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者	雇用保険法第62条第1項第3号 若しくは第6号 労働施策総合推進法施行令第2条第2号
2	作業環境に適応させるための訓練を受けた者	雇用保険法第63条第1項第3号 労働施策総合推進法第18条第5号
3	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第10条第3号に規定する雇用奨励金の支給に係る者	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第10条第3号

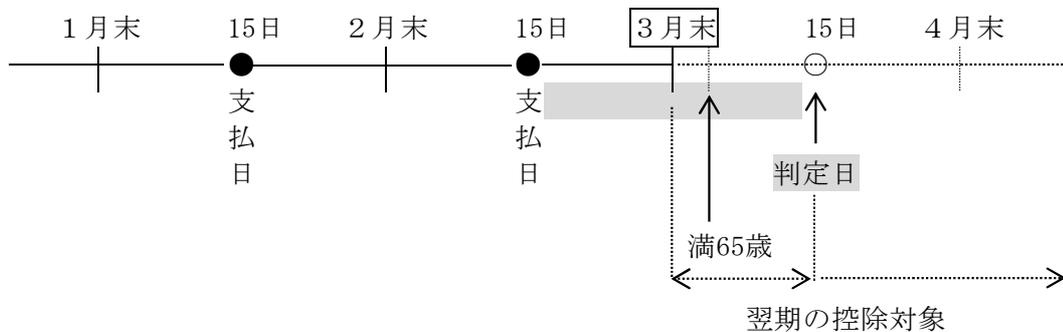
★①の65歳以上の者及び障害者、②の雇用改善助成対象者の判定は、当該従業員に対する給与等の基礎となる期間の末日の現況によります。 [法701の31②]

(例) 3月決算法人の場合

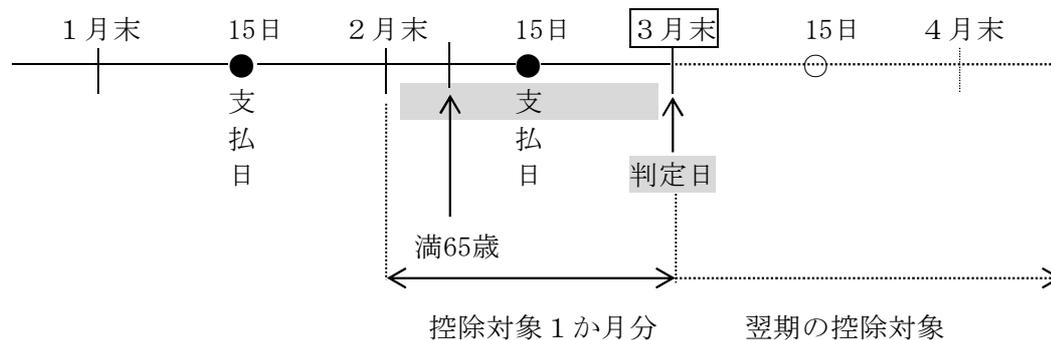
・毎月1日～末日分を、その月の15日に支払う場合



・毎月15日までの分を当月の15日に支払う場合



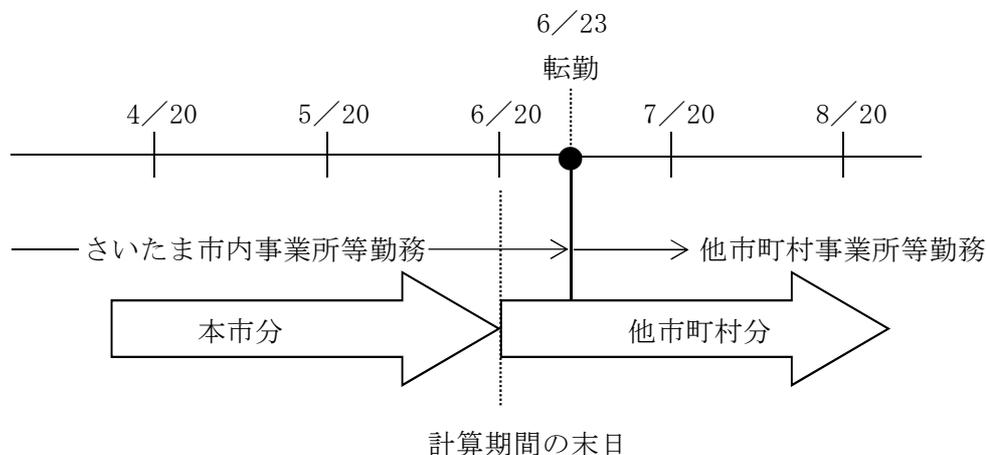
・毎月1日～末日分を翌月の15日に支払う場合



③ 算定期間の中で他市町村へ転勤した者の給与等

課税標準の算定期間の中で他市町村へ転勤した者の給与等は、その者に係る給与等の計算期間の末日現在に勤務する事業所等の従業者給与総額に含まれます。

(例) 毎月20日が給与等の計算期間の末日で、支給日がその月の25日の場合で、6月23日に転勤したとき



(3) 共同事業及び共同事業とみなされる事業に係る従業者給与総額

① 共同事業の場合

共同事業に係る各共同事業者の従業者割の課税標準となる従業者給与総額は、次の算式によって算出される金額となります。 [令56の51①]

共同事業に係る 従業者給与総額	×	損益分配の割合（損益分配の割合が定められていない場合は、出資の価額に応ずる割合）
--------------------	---	--

② 共同事業とみなされる事業の場合

特殊関係者を有する者との共同事業とみなされる事業については、その特殊関係者が単独でその事業を行うものとみなして、課税標準の算定をします。 [令56の51②]

6 税率

- (1) 資産割 → 事業所床面積 1 m²につき 600円です。 [法701の42] [条140]
- (2) 従業者割 → 従業者給与総額の 100分の0.25です。 [法701の42] [条140]

7 免税点

事業所税における免税点の制度は、中小零細事業者の負担を排除するため設けられているものです。基礎控除の制度ではありませんので、免税点を超えた場合、非課税もしくは課税標準の特例の対象を除き、すべての床面積又はすべての従業者給与総額が課税されます。

	免税点とは	参考法令	基準
資産割	さいたま市内に所在する各事業所等の合計床面積が 1,000 m²以下 の場合は課税されません。	[法701の43①] [条141①]	<ul style="list-style-type: none"> 資産割、従業者割それぞれ個別に判定します。 課税標準の算定期間 (法人は事業年度、個人は原則として1月1日～12月31日)の末日時点で判定します。
従業者割	さいたま市内に所在する各事業所等の合計従業者数が 100人以下 の場合は課税されません。	[法701の43①] [条141①]	

(1) 資産割

- 課税標準の算定期間の末日の事業所床面積で判定します。 [法701の43③]
- 非課税床面積を控除した床面積で判定します。 [法701の43①]

☆ 免税点を超えて事業所税が課される場合には、免税点を超えた事業所等だけではなく、課税標準の算定期間の中に廃止した事業所等に係る事業所床面積も課税標準に含まれます。

① 共同事業に係る免税点

当該共同事業に係る各事業者の免税点の判定は、次の算式により算出される床面積になります。(ただし、当該共同事業とは別に、単独で事業を行う事業所等を有する場合は、その事業所等に係る事業所床面積も合計します。) [令56の75①]

共同事業に係る事業所等の事業所床面積

×

損益分配の割合 (損益分配の割合が定められていない場合は出資の価額に応ずる割合)

② 企業組合又は協業組合の免税点

企業組合又は協業組合の各事業所等のうち、事業所等に係る事業所用家屋が次の要件にすべて該当する場合は、それぞれの事業所ごとに判定します。

[法701の43②] [令56の72] [規24の25] [規24の26] [条141②]

- ・当該企業組合又は協業組合の組合員が組合員となった際、その者の事業の用に供されていた事業所等であること。
- ・当該企業組合又は協業組合の組合員が組合員となった後、引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として、企業組合又は協業組合の事業に従事していること。

★ 課税標準の算定期間が12月に満たない場合の資産割の免税点の判定

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間が12月に満たない場合には月数に応じて月割計算しますが、資産割の免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

★ 市内にあった事業所等を年度途中で廃止した場合の免税点の判定

市内の事業所等を年度途中で廃止し、市内には申告対象となる事業所等が存在しないことになる場合、免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

例 課税標準の算定期間が4月1日から3月31日の法人で、市内の合計事業所床面積が1,500㎡であったものが、1,100㎡の工場を11月15日に廃止した場合、免税点判定上の面積は、3月31日現在の400㎡となります。（この場合、800㎡を下回っているため、申告義務はありません。）

(2) 従業者割

- ・課税標準の算定期間の末日の従業者数で判定します。 [法701の43③]
- ・役員以外の従業者で年齢65歳以上の者、障害者及び非課税施設に従事する者を控除した後の従業者数で判定します。 [法701の31①(5)] [法701の43①]

☆ 免税点を超えて事業所税が課される場合には、免税点を超えた事業所等だけでなく、課税標準の算定期間の中に廃止した事業所等に係る従業者給与総額も課税標準に含まれます。

① 従業者数に著しい変動がある場合の判定

算定期間の各月末日の従業者数の最大月が最小月の2倍を超える事業所等については、次の算式により算出された数を算定期間の末日の従業者数とみなします。

[法701の43④] [令56の73①]

$$\boxed{\text{従業者数}} = \frac{\boxed{\text{算定期間に属する各月末日の従業者数の合計}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

② 年齢65歳以上の者、障害者等の判定

年齢65歳以上の者、障害者又は雇用改善助成対象者であるか否かの判定は、その者に対して
給与等が支払われる時の現況によります。 [法701の31②]

③ 共同事業に係る免税点

共同事業に係る各事業者の免税点の判定は、次の算式により算出される従業者数となります。
(ただし、当該共同事業とは別に、単独で事業を行う事業所等を有する場合は、その事業所等に
係る従業者数も合計します。) [令56の75①]

共同事業に係る事業所等
の事業所従業者数

×

損益分配の割合 (損益分配の割合が定められて
いない場合は出資の価額に応ずる割合)

④ 企業組合又は協業組合の免税点

企業組合又は協業組合の各事業所等のうち、事業所等に係る事業所用家屋が次の要件にすべて
該当する場合は、それぞれの事業所ごとに判定します。

[法701の43②] [令56の72] [規24の25] [規24の26] [条141②]

- ・当該企業組合又は協業組合の組合員が組合員となった際、その者の事業の用に供されていた事業所等であること。
- ・当該企業組合又は協業組合の組合員が組合員となった後、引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として、企業組合又は協業組合の事業に従事していること。

★ 従業者の範囲

一般の従業員のほか役員、日々雇用等の臨時の従業者も含まれます。ただし、65歳以上の者及び障害者(いずれも役員を除く。)等は除かれます。

特殊な勤務形態の従業者については、18ページの「従業者割における従業者の取扱い」を参照してください。 [法701の31①(5)]

【パートタイマーについて】

パートタイマーは、従業者割の免税点判定においては「従業者」の範囲から除外されています。パートタイマーとは、形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく当該勤務事務所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務(正社員の勤務時間の4分の3未満のもの)をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。

従業者割における従業者の取扱い

従業者の区分		免税点の判定	課税標準の算定	備 考
65歳以上の者（役員は除く）		従業者に含まない	従業者給与総額に含まない	非課税に相当 （申告書に記載が必要）
障害者（役員は除く）		従業者に含まない	従業者給与総額に含まない	
雇用改善助成対象者		従業者を含める	給与等の額の2分の1を従業者給与総額から控除する	課税標準の特例に相当 （申告書に記載が必要）
役員	無給の役員	従業者に含まない		
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者を含める	それぞれの会社の従業者給与総額を含める	
	非常勤の役員	従業者を含める	従業者給与総額を含める	
	役員・使用人兼務役員	従業者を含める	従業者給与総額を含める	
日々雇用等の臨時の従業者（注1）		従業者を含める	従業者給与総額を含める	
短時間勤務のパートタイマー（注1）		従業者に含まない	従業者給与総額を含める	勤務時間が正社員の3/4未満又は6時間未満
休職中の従業者		給与等の支払がある場合は、従業者を含める	従業者給与総額を含める	
中途退職者		従業者に含まない	退職時までの給与等は、従業者給与総額を含める	
出向	出向元が給与を支払う社員	出向元の従業者を含める	出向元の従業者給与総額を含める	
	出向先の会社が出向元に対して給与相当分を支払う社員	出向先の従業者を含める	出向先の従業者給与総額を含める	法人税法上給与相当分が給与分として取り扱われている場合
	出向元と出向先が一部ずつ負担する社員	主たる給与等を支払う会社の従業者を含める	それぞれの会社が支払う給与等を、当該会社の従業者給与総額を含める	
市外の建築現場事務所等へ派遣されている社員		従業者に含まない	従業者給与総額に含まない	
外国又は市外への長期出張又は派遣（注2）		従業者に含まない	従業者給与総額に含まない	
派遣法に基づく派遣社員（注3）		派遣元の従業者を含める	派遣元の従業者給与総額を含める	市外への派遣は含まない
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合は、従業者を含める	所得税法上の給与等は、従業者給与総額を含める	
常時船舶の乗組員		従業者に含まない	従業者給与総額に含まない	

（注1）日々雇用等の臨時の従業者、パートタイマー等への給与等は、いずれも従業者給与総額に算入します。

しかし、免税点の判定においては、短時間勤務のパートタイマー等は従業者の範囲から除外します。

（17ページ参照）

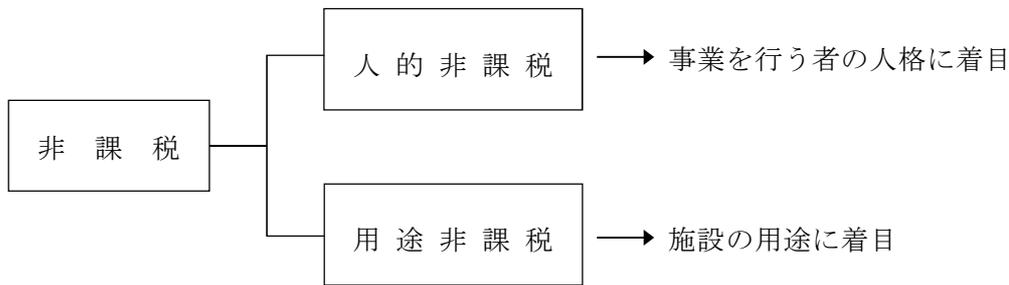
（注2）「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

（注3）派遣法とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律をいいます。

8 非課税

(1) 非課税の範囲

[法701の34]



非課税対象の施設は、28ページからの「資料1 非課税対象一覧表」を参照してください。

★ 主な非課税施設（28ページ「資料1 非課税対象一覧表」から抜粋）

勤労者の福利厚生施設（30ページ26番）

- (1) 福利厚生施設には、一般的に次のようなものが該当します。
保養所、売店、クラブ、体育館、従業員食堂、診療室、娯楽室等
- (2) 次のような施設は、事業所税において福利厚生施設には該当しません。
トイレ、研修所、駐車場等の通勤施設、更衣を必要とする事業場の更衣室(※)、業務上必要とされる仮眠室、現業作業員等の浴場及び、事業に関する専門知識向上のための図書室等
※例えば、業務中は制服の着用が義務付けられているような場合、更衣室は業務上必要なものであるため、福利厚生施設には該当しません。

路外駐車場（30ページ27番）

- (1) 月極貸しだけの駐車場は、該当しません。
- (2) 昼間は時間貸しを行い、夜間は月極貸しを行う駐車場は、該当します。
- (3) 非課税対象となる路外駐車場は、周辺の状況等から不特定多数の者の利用に供されると判断できるものに限り、具体的には、次に掲げる施設からおおむね200メートル以内の距離に設置されるものです。
 - ① 駅等の交通施設
 - ② 美術館、図書館、博物館等の文化施設
 - ③ 都道府県庁、市役所等の公的施設
 - ④ 商店街、大型店舗
(大型店舗に併設される路外駐車場にあっては、他の大型店舗に限ります。)
 - ⑤ 病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学
 - ⑥ その他公益上必要な施設

※なお、固定資産税上の「家屋」に当たらない駐車場（青空駐車場など）は事業所税の資産割の課税客体とはなりません。

消防用設備等・避難施設等（30ページ30番）

31ページの表1「防火対象物一覧表」のうち、特定防火対象物に設置される消防用設備等及び避難施設等が非課税となります。

具体的には、表2「消防用設備等及び避難施設等」に掲げる対象床となる面積部分が、その非課税割合に応じて非課税となります。なお、表2「消防用設備等及び避難施設等」に掲げる施設若しくは設備であっても、特定防火対象物（表1参照）に該当しない建物に設置されたものは、非課税の適用はありません。

(2) 非課税の適用

① 非課税の適用の判定

課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。 [法701の34⑥]

※課税標準の算定期間の中に廃止された事業所等の場合は、廃止の直前の現況により判定します。新設の場合は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

[取扱9章3(5)㊦]

★ 課税対象であった施設が、事業年度の中途に非課税対象の施設となった場合の資産割

課税標準の算定期間の末日において資産割が非課税対象の施設に該当すれば、当該施設に係る事業所床面積の全部が月割されることなく非課税となります。

★ 非課税対象施設が事業年度の中途から、課税対象施設となった場合の資産割

当該施設に係る事業所床面積の全部が月割されることなく課税対象となります。

② 公益法人等の収益事業

収益事業と非収益事業をあわせて行う公益法人等の事業所床面積又は従業者給与総額で、非課税の適用を受けるもの及び受けないものの区分が不明瞭な場合は、法人税法施行令第6条の規定により区分して行う経理に基づき、非課税の適用を受けるものを算出します。

[令56の23]

③ 非課税の適用事業及び非適用事業に従事する従業者

非課税の適用を受ける事業と受けない事業それぞれに従事した従業者に係る課税標準となる従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等をあん分します。

ただし、それぞれの事業に従事した分量が明確でない場合は、均等に従事したものとして計算します。 [令56の49]

★ 課税対象であった施設が、事業年度の中途に非課税対象の施設となった場合の従業者割

該当することとなった日前の課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額は、「非課税の適用を受ける施設に係る従業者給与総額」とは言えませんが、課税対象となります。

★ 非課税対象施設が事業年度の中途から、課税対象施設となった場合の従業者割

非課税の規定は「当該施設に係る従業者給与総額」に対して事業所税を課することができない旨を規定するものですから、その該当しないこととなった日前の課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額は非課税になるものと解されます。

9 課税標準の特例

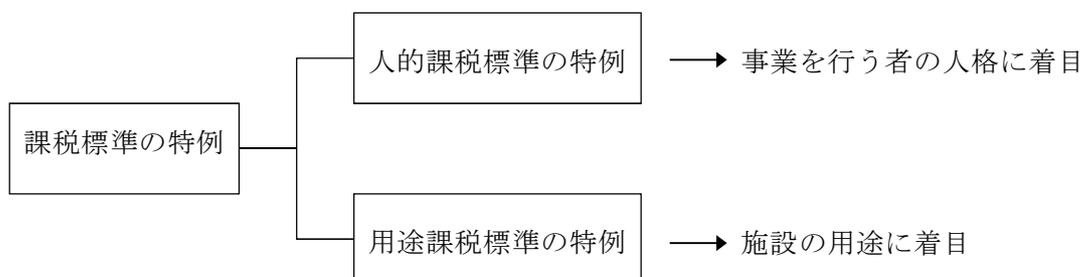
事業所税には、非課税措置と同様にその趣旨及び目的から事業所税の軽減を図るため課税標準の特例措置が講じられています。

★ 課税標準の特例の適用時の免税点判定の留意点

免税点の判定は、非課税と異なり、課税標準の特例対象となる事業所床面積及び従業者を控除する前の状態で判定します。

(1) 課税標準の特例の範囲

[法701の41]



★ 詳細は、37ページからの「資料2 課税標準の特例対象一覧表」を参照してください。

(2) 課税標準の特例の適用

① 課税標準の特例の適用の判定

課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。 [法701の41③]

※ 課税標準の算定期間の中に廃止された事業所等の場合は、廃止の直前の現況により判定します。 [取扱9章3(7)イ]

② 課税標準の特例の適用事業及び非適用事業に従事する従業者

課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業それぞれに従事した従業者給与総額の算定は、「非課税の適用事業及び非適用事業に従事する従業者」の場合の扱いと同様になります。(20ページ③参照) [令56の67]

③ 二以上の課税標準の特例に重複して該当する場合

次の順序で適用します。 [令56の71]

適用順位	適用条項
1	地方税法第701条の41第1項 ※各号の重複適用はしません。 (「課税標準の特例対象一覧表」37～38ページの1番～14番)
2	地方税法第701条の41第2項 (「課税標準の特例対象一覧表」38ページの15番)

※ 適用順位1の規定を適用後の課税標準について、適用順位2の規定が適用されます。

※ 各号で重複のある場合には控除割合の高い号を適用します。

10 減免

(1) 減免の範囲

天災その他特別の事情がある場合において、減免を必要とすると認められる者及びその他特別の事情がある者で、資料3に掲げる一定の要件を満たすものに限りに、減免措置を講じています。
〔法701の57〕 〔条150①〕

★ 詳しくは、39ページからの「資料3 減免対象一覧表」を参照してください。

(2) 減免の判定

減免の適否は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

※ 算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の減免の適否は、非課税及び課税標準の特例と同様の方法で判定します。

(3) 減免の申請

減免を受けようとする場合は、**申告納付期限までに減免申請書**を、減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて提出してください。
〔条150②〕

11 申告と納付

(1) 申告義務者

さいたま市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人で、次に該当する場合は事業所税の申告が必要となります。
〔法701の46〕 〔法701の47〕

① 申告と納付が必要な場合（免税点を超える場合）
〔条143①②③〕

課税標準の算定期間の末日において、さいたま市内に所在する各事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合又は合計従業者数が100人を超える場合。

② 申告のみが必要な場合（免税点を超えない場合）
〔条143④〕

課税標準の算定期間の末日において、さいたま市内に所在する各事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合又は合計従業者数が80人を超える場合。

★ 41～46ページに「事業所税の申告書の記載要領」があります。

(2) 申告納付期限

- ・法人の場合は、事業年度終了の日から2月以内です。
- ・個人の場合は、翌年3月15日までです。

ただし、個人が年途中で事業を廃止した場合は廃止した日から1月以内、その廃止が納税義務者の死亡による場合は、死亡の日から4月以内です。

〔法701の46①〕 〔法701の47①〕 〔条143①②〕

※ 申告納付期限が土曜日、日曜日、国民の祝日、又は12月29日から翌年の1月3日に該当する場合、これらの日の翌日が申告納付期限となります。

[法20の5②] [令6の18②] [令6の19②] [民法142条] [さいたま市の休日を定める条例]

※ 法人税の確定申告書の提出期限の延長を認められた特例延長法人であっても、事業所税の申告納付期限は延長されませんので、ご注意ください。また、中間申告（予定申告）制度はありません。

(3) 更正

申告書又は修正申告書の提出後に、市が調査した結果と申告内容が異なるときは、課税標準又は税額を更正することがあります。 [法701の58①]

(4) 決定、期限後の申告

申告期限までに申告がない場合には、市が調査した結果により、申告すべき課税標準及び税額を決定することがあります。 [法701の58②]

ただし、申告期限後であってもこの決定の通知があるまでは、申告納付をすることができます。 [法701の49①]

(5) 修正申告

申告税額に不足がある場合には、遅滞なく修正申告するとともに不足税額を納付してください。 [法701の49②]

(6) 更正の請求

申告納付税額が過大であった場合には、申告納付期限から5年以内に限り更正の請求をすることができます。 [法20の9の3①]

(7) 事業所等の新設・廃止・異動の申告

市内において事業所等を新設、廃止もしくは異動した場合、または納税義務者となるべき者が事業所等を新設した場合には、その事実の発生から1月以内に新設・廃止・異動に係る申告書を提出してください。 [法701の52①] [条148①] [条148③]

★ 47ページに事業所等の新設・廃止・異動申告書の記載例があります。

(8) 事業所用家屋の貸付による申告

事業所用家屋の全部又は一部を第三者に貸与した場合には、その事実の発生から2月以内に貸付に係る申告書を提出してください。 [法701の52②] [条148②]

★ 48ページに事業所用家屋の貸付け等申告書の記載例があります。

(9) 事業所用家屋の貸付異動による申告

事業所用家屋の貸付による申告での事項に異動が生じた場合、その事実の発生から1月以内に貸付異動に係る申告書を提出してください。 [法701の52②] [条148③]

(10) 加算金

申告期限内に申告のない場合には不申告加算金が、申告漏れのある場合には過少申告加算金が課されます。ただし、納税義務者が課税標準の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装した場合には、重加算金が課されます。〔法701の61〕〔法701の62〕〔条151①〕

(11) 延滞金

申告納付期限後に事業所税を納付する場合は、当該税額に対して申告納付期限の翌日から納付の日までの期間、年14.6%【※1】（ただし、次の表の期間は年7.3%【※2】）の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。〔法701の60〕〔条11〕〔条151②〕

【年 7.3% の適用期間の表】

申告書の提出	年 7.3% の 適 用 期 間
申告納付期限までに提出した場合	申告納付期限の翌日から、1月を経過する日までの期間
申告納付期限後に提出した場合	・提出日までの期間 ・提出日の翌日から1月を経過する日までの期間
修正申告書の場合	・修正申告書の提出日までの期間 ・提出日の翌日から1月を経過する日までの期間

延滞金額の計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

また、延滞金額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。〔法20の4の2②⑤〕

※1 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間は、特例基準割合（注1）に7.3%を加算した割合（上限は年14.6%）で計算します。

令和3年1月1日以降は、延滞金特例基準割合（注1）に7.3%を加算した割合（上限は年14.6%）で計算します。

※2 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間は、特例基準割合（注1）に1%を加算した割合（上限は年7.3%）で計算します。

令和3年1月1日以降は、延滞金特例基準割合（注1）に1%を加算した割合（上限は年7.3%）で計算します。

（注1） 特例基準割合（令和3年1月1日以降は「延滞金特例基準割合」という。）とは、租税特別措置法第93条第2項の規定により、その年の前年に財務大臣が告示する割合（令和3年1月1日以降は「平均貸付割合」という。）に1%を加算した割合 〔法附3の2〕〔条附9〕

みなし共同事業

1 概要

事業を行う法人又は個人に、次に掲げる「特殊関係者」が存在している場合、当該事業を行う者は「特殊関係者を有する者」となります。

「特殊関係者を有する者」と「特殊関係者」が同一家屋内で事業を行っている場合、当該「特殊関係者」の事業は、「特殊関係者を有する者」との共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負います。

以下、「特殊関係者を有する者」のうち、個人を「あなた」と称し、法人等を「貴社」と称して説明します。

[法10の2①] [法701の32②] [令56の21②] [条136②]

2 免税点の判定及び課税標準の算定

あなた又は貴社の免税点は、あなた又は貴社が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と共同事業とみなされた者（特殊関係者）の事業所床面積又は従業者数との合計で判定します。

[令56の75②]

課税標準は、単独で行っている事業所床面積又は従業者給与総額となります。

(共同申告の必要はありません。)

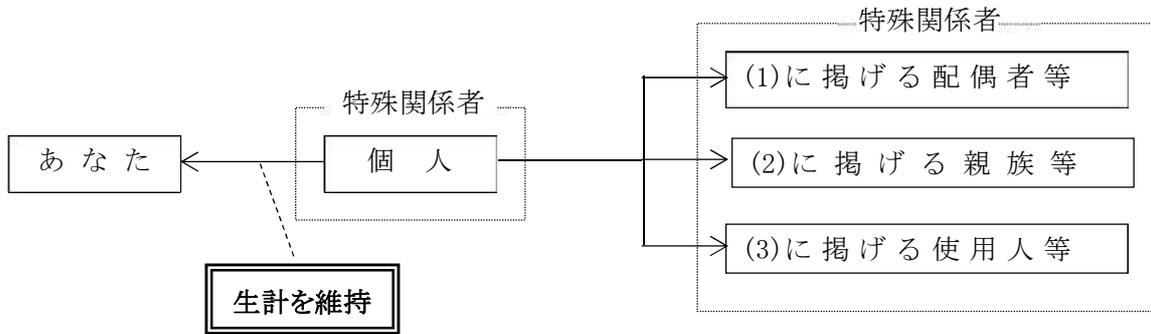
[令56の51②]

3 特殊関係者の範囲

特殊関係者とは、特殊関係者を有する者であるか否かの判定をすべき者と特殊の関係のある次に掲げる個人又は同族会社等です。

[令56の21①]

- (1) あなたの配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）、直系血族及び兄弟姉妹
- (2) あなたの6親等内の血族及び3親等内の姻族（上記(1)以外の者）で次に掲げる者
 - ① あなたと生計を一にする者
 - ② あなたから受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
- (3) あなたの使用人その他の個人（上記(1)又は(2)に該当する者以外の者）で、あなたから受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者
- (4) あなたに特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている個人（上記(1)又は(2)に該当する者以外の者）及びその者と上記(1)、(2)及び(3)のいずれかに該当する関係のある個人

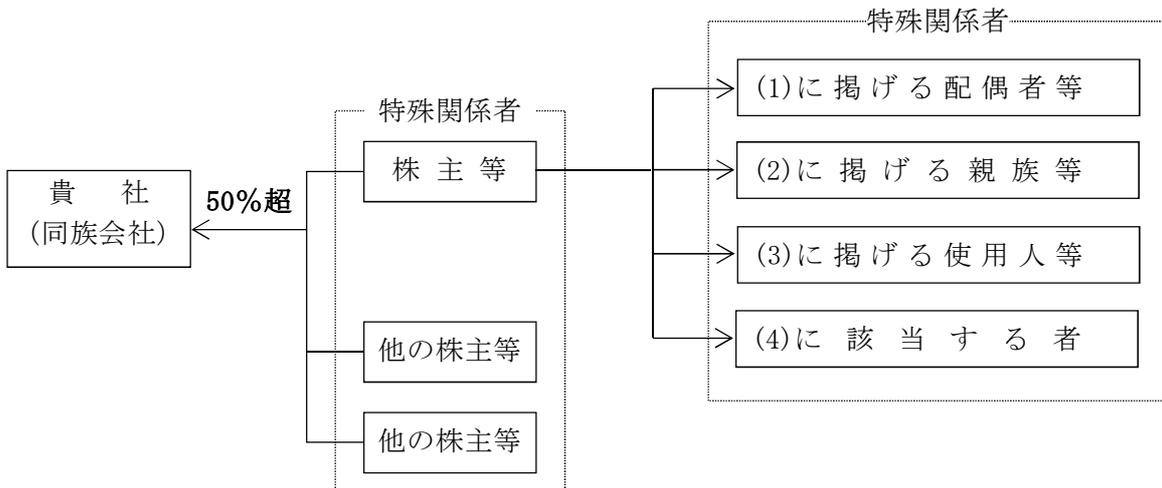


(5) 貴社が同族会社である場合に、次に掲げる個人

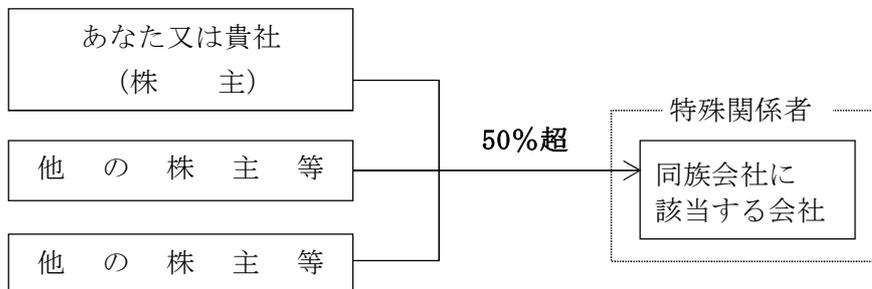
※ 同族会社とは

株主等の3人以下並びにこれらと親族などの特殊な関係にある個人や法人を判定の基礎として、その有する株式の総数又は出資金の合計額が、その会社の発行済株式の総数又は出資金額の半分以上を越える会社をいいます。 [法人税法2(10)] [法人税法施行令4]

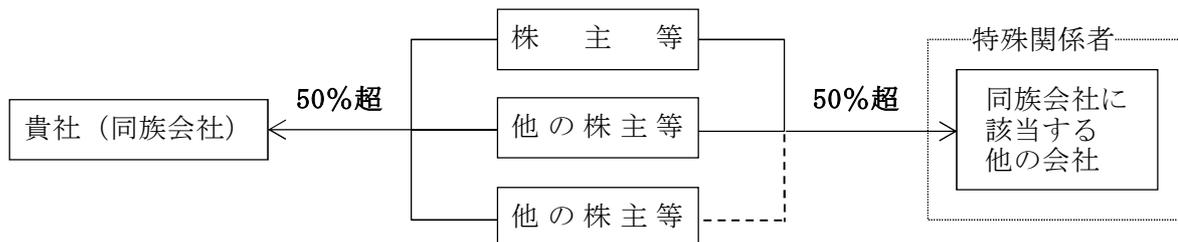
- ① 同族会社の判定の基礎となった株主又は社員である個人
- ② 上記①に該当する者と前頁(1)から(4)のいずれかに該当する関係がある個人



(6) あなた又は貴社を判定の基礎として同族会社に該当する会社



(7) 貴社が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と(1)から(4)までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社も含まれます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社



----- 全部を判定の基礎とした場合
—— 一部を判定の基礎とした場合

資料 1 非課税対象一覧表

適用の有無欄の「資」は資産割、「従」は従業者割のことを表示し、各々の欄の『○』は適用があること、『-』は適用がないことを表示します。

各項目は概要を記載していますので、詳細については根拠法令をご確認ください。

番号	非課税対象	適用の有無		根拠法令		
		資	従	地方税法	地方税法 施行令	地方税法 施行規則
1	<ul style="list-style-type: none"> ・国 ・非課税独立行政法人 ・法人税法別表第1の公共法人 	○	○	法701の34①		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税法別表第2の公益法人等（NPO法人等を含む） ・人格のない社団等 これらの者が、収益事業以外の事業を行う場合	○	○	" ② 法附32の3	令56の22 " 23	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館 ・図書館 ・幼稚園 	○	○	" ③(3)	" 24	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場 （物価統制令に基づき県知事が入浴料金を定めるもの）	○	○	" ③(4)	" 25	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場法に規定すると畜場 	○	○	" ③(5)		
6	<ul style="list-style-type: none"> ・化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場 	○	○	" ③(6)		
7	<ul style="list-style-type: none"> ・水道法に規定する水道施設 	○	○	" ③(7)		
8	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可、認定又は市の委託を受けて行うもの）	○	○	" ③(8)		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法に規定する病院、診療所 ・介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院（医療法人が開設するもの） ・看護師等の医療関係者の養成所 	○	○	" ③(9)	" 26	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法に規定する保護施設 ・児童福祉法に規定する児童福祉施設 ・老人福祉法に規定する老人福祉施設 ・社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設 これらの施設で、政令に定めるもの	○	○	" ③(10)	" 26	
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する施設 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定子ども園 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設 ・介護保険法に規定する包括的支援事業の用に供する施設 ・児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する施設 			" ③(10の2)	" 26	
				(10の3)	の2～5	
				(10の5)		
				(10の7)		
				(10の4)		
				(10の6)		
				(10の8)		
				(10の9)		

番号	非課税対象	適用の有無		根拠法令		
		資	従	地方税法	地方税法 施行令	地方税法 施行規則
11	・農業、林業、漁業を営む者が、直接その生産の用に供する施設 (農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設)	○	○	法701の34③(11)	令56の27	規24の3
12	・農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が、農林水産業者の共同利用に供する施設のうち、以下のもの ○生産の用に供する施設 ○国の補助金等を受けて設置された保管、加工、流通の用に供する施設 ○研修・試験研究のための施設	○	○	〃 ③(12)	〃 28	規24の4
14	・卸売市場法に規定する卸売市場 ・卸売市場の機能を補完するものとして政令で定める施設	○	○	〃 ③(14)	〃 29	規24の5
16	・電気事業法に規定する一般送配電事業、送電事業、配電事業、発電事業、特定卸供給事業の用に供する電気工作物、保安のための施設	○	○	〃 ③(16)	〃 32	
17	・ガス事業法に規定する一般ガス導管事業、ガス製造事業の用に供するガス工作物、保安のための施設	○	○	〃 ③(17)	〃 33	
18	・独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う者が設置し、当該事業又はその趣旨に沿って行う事業の用に供する施設 (都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置するもの)	○	○	〃 ③(18)	〃 34	規24の5 の2
19	・総合特別区域法に規定する特定国際戦略事業又は特定地域活性化事業を行う者が設置し、当該事業又は政令で定める事業の用に供する施設 (市町村から資金の貸付けを受けて設置するもの)	○	○	〃 ③(19)	〃 35	規24の5 の3 規24の5 の4
20	・鉄道事業法に規定する鉄道事業者 ・軌道法に規定する軌道経営者 これらの者が、その本来の事業の用に供する施設のうち、事務所及び発電施設以外の施設	○	○	〃 ③(20)	〃 36	
21	・道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業 ・貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業 ・貨物利用運送事業法に規定する貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの ・第二種貨物利用運送事業のうち航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの これらを経営する者が、その本来の事業の用に供する施設のうち、事務所以外の施設	○	○	〃 ③(21)	〃 37	

番号	非課税対象	適用の有無		根拠法令		
		資	従	地方税法	地方税法施行令	地方税法施行規則
22	・自動車ターミナル法に規定するバスターミナル、トラックターミナルの用に供する施設のうち、事務所以外の施設	○	○	法701の34③(2)	令56の38	
23	・専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置し、電気通信事業法に規定する電気通信事業を営む者が政令で定めるものが当該事業の用に供する施設のうち、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設 (電気通信事業のうち、携帯電話用装置、自動車電話用装置、その他の無線通話装置を用いる事業を除く)	○	○	〃 ③(24)	〃 40	規24の6の2
24	・民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者が、信書便物の引受け及び配達又は送達の用に供する施設	○	○	〃 ③(25)	〃 40の2	規24の6の3
25	・日本郵便株式会社が、郵便物の送達、郵便窓口業務、印紙の売りさばきの用に供する施設	○	○	〃 ③(25の2)	〃 40の3	規24の6の4
26	・勤労者の福利厚生施設 ※19ページもご参照ください。	○	○	〃 ③(26)	〃 41	規24の7
27	・駐車場法に規定する一般公共の用に供される路外駐車場 ※19ページもご参照ください。	○	○	〃 ③(27)	〃 42	規24の8
28	・道路交通法に規定する原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で、都市計画法に規定する駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	〃 ③(28)		
29	・東日本高速道路株式会社や首都高速道路株式会社等による高速道路の新設・改築・維持・修繕・災害復旧その他の管理等の事業の用に供する施設のうち、事務所以外の施設	○	○	〃 ③(29)	〃 42の2	
30	・防火対象物に設置される消防用設備等及び避難施設等 (31ページの表1の「特定防火対象物」に設置されたものに限る。) ※20ページもご参照ください。	○	—	〃 ④	〃 43	規24の9

※ **番号13** 「農業倉庫業法に規定する農業倉庫業者又は連合農業倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（農業倉庫）」は平成28年度税制改正にて非課税措置廃止。

※ **番号15** 「熱供給事業法に規定する熱供給事業の用に供する施設で、同法第2条第4項に規定する熱供給事業用施設」は、平成28年度税制改正にて非課税措置廃止。

表 1 防火対象物一覧表（網掛け部分が特定防火対象物）

＜消防法施行令別表第 1 をもとに作成＞

項		用 途
1	イ	・劇場 ・映画館 ・演芸場 ・観覧場
	ロ	・公会堂 ・集会場
2	イ	・キャバレー ・カフェー ・ナイトクラブ ・その他これらに類するもの
	ロ	・遊技場 ・ダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二、1 項イ、4 項、5 項イ及び 9 項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして一定のもの
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品の個室（これに類する施設を含む。）での利用を提供する業務を営む店舗で一定のもの
3	イ	・待合 ・料理店 ・その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
4		・百貨店 ・マーケット ・物品販売店舗 ・展示場
5	イ	・旅館 ・ホテル ・宿泊所 ・その他これらに類するもの
	ロ	・寄宿舎 ・下宿 ・共同住宅
	イ	・病院 ・診療所 ・助産所
	ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・老人短期入所施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。） ・有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。） ・介護老人保健施設 ・老人短期入所事業を行う施設 ・小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 （避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。） ・認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するもので一定のもの ・救護施設 ・乳児院 ・障害児入所施設 ・障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。） ・短期入所又は共同生活援助を行う施設 （避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）
6	ハ	<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター ・軽費老人ホーム（ロのものを除く。） ・老人福祉センター ・老人介護支援センター ・有料老人ホーム（ロのものを除く。） ・老人デイサービス事業又は小規模多機能型居宅介護事業を行う施設その他これらに類するもので一定のもの ・更生施設 ・助産施設 ・保育所 ・幼保連携型認定子ども園 ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するもので一定のもの ・児童発達支援センター ・児童心理治療施設 ・児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う施設 （児童発達支援センターを除く。） ・身体障害者福祉センター ・障害者支援施設（ロのものを除く。） ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）

	二	・幼稚園 ・特別支援学校
7		・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・高等専門学校 ・大学 ・専修学校 ・各種学校 ・その他これらに類するもの
8		・図書館 ・博物館 ・美術館 ・その他これらに類するもの
9	イ	公衆浴場のうち、・蒸気浴場 ・熱気浴場 ・その他これらに類するもの
	ロ	上記以外の公衆浴場
10		・車両の停車場 ・船舶発着場 ・航空機発着場
11		・神社 ・寺院 ・教会 ・その他これらに類するもの
12	イ	・工場 ・作業場
	ロ	・映画スタジオ ・テレビスタジオ
13	イ	・自動車車庫 ・駐車場
	ロ	・飛行機格納庫 ・回転翼航空機格納庫
14		倉庫
15		その他の事業場（1～14以外の事業場） （発電所・変電所・取引所・官公庁・銀行・事務所・研修所等）
16	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、 6項又は9項イに掲げる用途に供されているもの
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物
16の2		地下街
16の3		準地下街（建築物の地階（地下街を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもので、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる用途に供されているもの）
17		重要文化財、重要美術品等として指定又は認定された建造物
18		アーケード
19		山林
20		・船舶 ・車両

表2 消防用設備等及び避難施設等

非課税対象となる床面積	非課税割合	適用
<p>1 次の設備に係る水槽の設置部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内（屋外）消火栓設備 ○スプリンクラー設備 ○水噴霧消火設備 ○泡消火設備 ○動力消防ポンプ設備 ○消防用防火水槽 	<p>全 部</p>	<p>(1) 消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源として兼用されている水槽は、非課税になります。</p> <p>(2) 消防用設備等の水源と一般給水用の水源を兼用している水槽を地下に埋設し、その蓋に当たる床面に消防用ポンプと一般給水用ポンプを設置している場合は、それぞれのポンプの占有面積の割合により、非課税面積を計算します。</p> <p>なお、占有面積により難しい場合は、ポンプの台数であん分して差し支えありません。</p>
<p>2 次の設備のポンプが設置されているポンプ室</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内消火栓設備 ○スプリンクラー設備 ○水噴霧消火設備 ○泡消火設備 	<p>全 部</p>	<p>消防用ポンプと一般給水用ポンプが併設されているポンプ室は、それぞれのポンプの規模（占有面積）によりあん分します。</p> <p>なお、規模により難しい場合は、ポンプの台数であん分して差し支えありません。</p>
<p>3 次の設備の非常電源又は予備電源の電源室（発電室・蓄電池室又は変電室を含みます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内消火栓設備 ○スプリンクラー設備 ○水噴霧消火設備 ○泡消火設備 ○不活性ガス消火設備 ○ハロゲン化物消火設備 ○粉末消火設備 ○自動火災報知設備 ○ガス漏れ火災警報設備 ○非常警報設備 ○誘導灯 ○排煙設備 ○非常コンセント設備 ○無線通信補助設備 ○非常用照明装置 ○非常用エレベーター 	<p>全 部</p>	<p>(1) 消防用設備等の非常電源と他の電源との共用の受電設備・変電設備・その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常電源専用受電設備は、非課税になります。</p> <p>(2) 一般照明用等の電源設備が併設される場合は、2の取扱いを参照してください。</p>
<p>4 動力消防ポンプ設備の格納庫</p>	<p>全 部</p>	
<p>5 次の設備に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分（バルブ類（スプリンクラー設備の制御弁等）の格納部分を含み、床を占有する部分に限られません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内消火栓設備 ○スプリンクラー設備 <li style="text-align: center;">⋮ 	<p>全 部</p>	<p>パイプスペース又はシャフトとして区画された部分で、消防用設備等の配管又は配線と一般給水又は照明等の配管又は配線とが併用しているものは、非課税になります。</p>

非課税対象となる床面積	非課税割合	適用
<ul style="list-style-type: none"> ○水噴霧消火設備 ○泡消火設備 ○不活性ガス消火設備 ○ハロゲン化物消火設備 ○粉末消火設備 ○自動火災報知設備 ○ガス漏れ火災警報設備 ○漏電火災警報器 ○非常警報設備 ○誘導灯 ○排煙設備 ○非常コンセント設備 ○無線通信補助設備 ○連結散水設備 ○連結送水管 ○非常用照明装置 ○非常用エレベーター 	全 部	
6 総合操作盤その他の消防用設備等の操作機器（火災報知設備の受信機等を含みます。）の設置部分（床を占有する部分に限られます。）	全 部	<p>(1) 消防用設備等の監視・操作等と空調・保温等の監視・操作等を併せ行う総合操作盤は非課税になります。</p> <p>(2) 壁等に埋め込まれ、又は取付けられている消防用設備等は、占有する部分が無いので非課税になりません。</p>
7 前記の消防用設備等の操作機器の操作面積	$\frac{1}{2}$	消防署長等の命令により当該機器に係る操作面積の確保及びその最小限必要な範囲が明確にされ、かつ、当該部分が有効に確保されていると認められる場合に限りします。
8 次の設備に係る消火薬剤の貯蔵槽又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等 <ul style="list-style-type: none"> ○泡消火設備 ○不活性ガス消火設備 ○ハロゲン化物消火設備 ○粉末消火設備 	全 部	
9 消火栓箱、泡消火設備の放射用器具の格納箱、連結送水管の放水用器具の格納箱	全 部	壁等に取付けられている場合は、6(2)の取扱いを参照してください。
10 簡易消火用具（消火器、水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩）の設置部分（床を占有する部分に限られます。）	全 部	移動性消防用具は、設置箇所の標識（消防法施行規則第9条第4号）が設けられ、かつ、当該部分に常置されている場合に限り、占有部分が非課税となります。
11 避難器具の設置部分（床を占有する部分に限られます。）	全 部	壁等に取付けられている場合は、6(2)の取扱いを参照してください。
12 排煙設備のダクトスペース（床を占有する部分に限られます。）及び排煙機の設置部分	全 部	<p>(1) 消防用の排煙と暖房用等の排煙が併用するダクトスペースは、非課税になります。</p> <p>(2) 排煙機が設置されている機械室に他の一般機器が併設されている場合は、2の取扱いを参照してください。</p>

非課税対象となる床面積		非課税割合	適用
13 階段			
(1)	○特別避難階段の階段室及びその附室 ○避難階段の階段室	全 部	特別避難階段は、附室の設置が構造上の要件であるので、この附室も非課税になります。
(2)	○直通階段（特別避難階段及び避難階段を除きます。）で避難階に通ずるものの階段室（傾斜路を含みます。） ○防火区画されている前記以外の階段の階段室	$\frac{1}{2}$	
14 廊下の部分		$\frac{1}{2}$	廊下とは、室と室をつなぐ一定の幅員をもった建物内通路をいい、売場内の店内通路等は、これに該当しません。
15 避難階における屋外への出入口（風除室）		$\frac{1}{2}$	屋外への出入口が扉・柱等で区画されている場合に、当該部分が2分の1非課税になります。
16 非常用進入口		全 部	
17 中央管理室		$\frac{1}{2}$	火災報知設備の受信機等及び消防用設備等の操作機器の占有部分は、前記6により全部非課税とされていますので、中央管理室の残りの部分が2分の1非課税になります。
18 昇降機等			
(1)	○非常用エレベーターの昇降路及び乗降ロビー	全 部	
(2)	○前記以外のエレベーター又はエスカレータ等の昇降路（防火区画されているものに限られます。）	$\frac{1}{2}$	エレベーター自体の構造上、周りの壁及びエレベーター扉で防火構造になっているもの
(3)	○吹抜き部分及びダクトスペースの部分等（防火区画されているものに限られます。）	$\frac{1}{2}$	防火区画されている階段等の部分からのみ人が出入することができる公衆便所・公衆電話所等で、当該部分が防火区画されている場合は、2分の1非課税になります。
19 避難通路			
(1)	消防法施行令第12条に定める技術上の基準に従い又は当該技術上の基準の例により設置したスプリンクラー設備（任意設置は除かれます。）の有効範囲内にあるもの	全 部	非課税の適用を受ける避難通路は、さいたま市火災予防条例第54条、第56条及び第58条の規定に基づくものに限り、 ア 劇場等において、客席内に設けられたもの

非課税対象となる床面積		非課税割合	適用
		全部	イ キャバレー等及び飲食店において、その階（店内）における客席の床面積が150㎡以上の場合に、その客室内に設けられたもの ウ 百貨店等の一の階の売場、展示場の床面積が150㎡以上の階の売場又は展示場において、その売場又は展示場内に設けられた主要避難通路 また、前記の売場又展示場の床面積が600㎡以上の場合に、その売場又は展示場内に設けられた補助避難通路
(2)	(1)以外の避難通路	$\frac{1}{2}$	
20	喫煙所	$\frac{1}{2}$	(1) さいたま市火災予防条例第33条の規定によるものに限ります。 (2) デパートの売場内の接客カウンター等に灰皿が置かれている場合の当該施設は、非課税に該当しません。
21	その他（行政命令に基づき設置するもの） ○特別避難階段を設置すべき建築物に準ずる建築物に対し、避難階段の附室の設置を命じられた場合の当該附室 ○建築物の構造、用途等に応じ避難等を確実にするために屋内バルコニー等の設置を命じられた場合の当該バルコニー等 ○中央管理室の要件を充足しない防災センター等を有する場合において、防災サブセンター等の設置を命じられ、これらが一体となって中央管理室の機能を維持するようにした場合の当該防災センター及び防災サブセンター等 ○消防用機器、避難器具等の操作面積（行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限られます。）	$\frac{1}{2}$	

★図面上に表示される消防用設備等の略号

DS	ダクトスペース
PS	パイプシャフト
EPS	電気配管シャフト
ELV	エレベーター

資料2 課税標準の特例対象一覧表

控除割合欄の「資」は資産割、「従」は従業者割のことを表示し、各々の欄の数字は控除割合を表示し、『-』は適用がないことを表示します。

各項目は概要を記載していますので、詳細については根拠法令をご確認ください。

番号	課税標準の特例対象	控除割合		根拠法令		
		資	従	地方税法	地方税法施行令	地方税法施行規則
1	・法人税法別表第3の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	法701の41①表(1)		
2	・学校教育法に規定する専修学校、各種学校において直接教育の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	”(2)		
3 注1	・事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設であって、政令で定めるもの(下記4を除く。) (専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。)	$\frac{3}{4}$	—	”(3)	令56の53	規16の6① ③⑤⑥ ⑦⑫ 規24の11
4	・産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業 ・浄化槽の清掃の事業等、公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定める事業 の用に供する施設のうち事務所以外の施設	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	”(4)	令56の53の2	
5	・家畜取引法に規定する家畜市場	$\frac{3}{4}$	—	”(5)		
6	・消費地食肉冷蔵施設 (国、地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫等の資金、農業近代化資金の貸付けを受けて設置されるもの)	$\frac{3}{4}$	—	”(6)	令56の54	規24の12
7	・みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接製造の用に供する施設のうち、包装・びん詰・たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	$\frac{3}{4}$	—	”(7)	” 56	
8	・木材取引のために開設された市場であって、以下の要件を満たすもの ○売場を設けて定期的に又は継続して開設されるもの ○売買がせり売又は入札の方法によるもの ・製材業等を営む者、木材の販売業を営む者がその事業の用に供する木材の保管施設	$\frac{3}{4}$	—	”(8)	” 57	規24の14
9	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設のうち、以下のもの ○宿泊客の利用する客室、食堂、広間 ○ロビー、浴室、厨房、機械室等で宿泊に係る施設 (ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供するものは除く。)	$\frac{1}{2}$	—	”(9)	” 60	規24の19
10	・倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫(38ページ13番を除く。)	$\frac{3}{4}$	—	”(14)		

番号	課税標準の特例対象	控除割合		根拠法令		
		資	従	地方税法	地方税法 施行令	地方税法 施行規則
1 1	・タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	〃 (15)	令56の 63	
1 2	・流通業務地区内(さいたま市は該当しません)に設置される貨物の積卸しのための施設、倉庫、上屋、道路貨物運送業等の用に供する店舗等 ・これらの施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫(下記1 3を除く。)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	〃 (17)	〃 65	
1 3	・流通業務地区内(さいたま市は該当しません)に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	〃 (18)		
1 4	・民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する 特定信書便事業者が、信書便物の引受け及び配達又は送達の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	〃 (19)	〃 66	規24の21
1 5	・障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るもので、下記の計算式を満たす事業所等 A：常時雇用する心身障害者(短時間労働者を除く。)の人数 B：短時間労働の重度心身障害者の人数(Cを除く。) C：短時間労働の心身障害者の人数(Bを除く。)の1/2 D：常時雇用の労働者(短時間労働者を除く。) E：短時間労働者の人数の1/2 $A+B+C \geq 10$ かつ、 $\frac{A(*)+B+C}{D+E} \geq \frac{1}{2}$ *重度心身障害者がある場合は、さらに当該重度心身障害者の数を加算します。	$\frac{1}{2}$	—	法701の41②	〃 68	
1 6	・特定農産加工業経営改善臨時措置法による承認を受けた 特定農産加工業者、特定事業協同組合等 が承認計画に従って実施する 経営改善措置又は調達安定化措置に係る事業の用に供する施設 ★適用期間がありますのでご注意ください。	$\frac{1}{4}$	—	法附33⑤	令附16 の2の8 ⑤	規附12の3 ③

(注1) 番号3 公害防止施設

控除対象となる施設には、次のようなものが該当します。

- (1) ・水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で一定の施設
・下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定の施設
- (2) ・大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設で一定の施設
・大気汚染防止法に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で一定の施設
- (3) ・大気汚染防止法附則に規定する指定物質排出施設からの指定物質の排出又は飛散の抑制に資する一定の施設
- (4) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設で一定の施設
- (5) ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設
- (6) ・ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定の施設

※令和7年度税制改正により、平成29年4月1日から令和7年3月31日までに企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けたものが当該事業の用に供する施設への特例措置は廃止となりました。なお、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案附則第12条により、上記期間において政府の補助を受けており、令和7年4月1日以降も政府の補助を受け続けている場合は、補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで特例の対象とする経過措置が設けられています。

資料3 減免対象一覧表

控除割合欄の「資」は資産割、「従」は従業者割のことを表示し、各々の欄の数字は控除割合を表示し、『-』は適用がないことを表示します。

各項目は概要を記載していますので、詳細については根拠法令をご確認ください。

番号	減 免 対 象	適用割合		証明書类等
		資	従	
1	・教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者であって、当該教科書の出版に係る売上金額が、出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合に、当該教科書の出版の事業の用に供される施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	当該売上金額を判定し得る帳簿等
2	・法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設（以下「劇場等」という。）であって、以下のもの (1)その振興につき国又は地方団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの	$\frac{1}{2}$	—	
	(2)(1)以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの（おおむね同程度以上）	当該舞台等の $\frac{1}{2}$	—	
3	・道路交通法第99条第1項の規定による指定自動車教習所	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	公安委員会の指定を受けた証書
4	・道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設（当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条の学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその幼児、児童、生徒又は学生のために行う旅行の用に供する場合に限る。） 一定割合 = $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計}}{\text{当該事業者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計}} \times \frac{1}{2}$	一定割合	一定割合	許可を受けたことを証する書類等
5	・酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	$\frac{1}{2}$	—	販売免許の証明書类等
6	・市内に有するタクシーの台数が250台以下であるタクシー事業者であって、その本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	全部	全部	免許を受けたことを証する書類等
7	・旧中小企業振興事業団法の施行前において、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が、当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部	資金の貸付けを証する書類等

40ページへ続く

番号	減 免 対 象	適用割合		証 明 書 類 等
		資	従	
8	・農林中央金庫が、その本来の事業の用に供する施設	全 部	全 部	
9	・農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、これらの組合の連合会が、農林水産業者の共同利用に供する施設 (法第701条の34第3項第12号に掲げる施設、購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設、これに類する施設を除く。)	全 部	全 部	
10	・果実飲料の日本農林規格第1条に規定する果実飲料 ・炭酸飲料の日本農林規格第2条に規定する炭酸飲料 の製造業に係る製品等の保管のための倉庫 (市内に所在する当該倉庫に係る合計床面積が3,000平方メートル以下の場合に限る。)	$\frac{1}{2}$	—	
11	・ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者で、その本来の事業に従事する者	—	全 部	
12	・列車内において食堂・売店の事業を行う者で、その本来の事業に従事する者	—	$\frac{1}{2}$	
13	・古紙の回収の事業を行う者が、当該事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	—	
14	・家具の製造、販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	$\frac{1}{2}$	—	
15	・ねん糸・かさ高加工糸、織物、綿の製造を行う者 (ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、その事業が専業である場合に限る。) ・機械染色整理の事業を行う者で、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が、原材料又は製品の保管(織物の製造を行う者にあつては、製造の準備を含む。)の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	—	
16	・野菜、梅の漬物の製造業者が、直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	$\frac{3}{4}$	—	
17	・ ^い 蘭製品の製造を行う者が、原材料又は製品の保管の用に供する施設 (^い 蘭製品と併せ製造するポリプロピレン製花 ^{えん} 筵に係るものを含む。)	$\frac{1}{2}$	—	
18	・倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者が、その本来の事業の用に供する倉庫で、市内に有する当該倉庫に係る事業所床面積の合計面積が3万平方メートル未満であるもの	全 部	全 部	・倉庫業許可等を受けたことを証する書類 ・上記許可等を受けた倉庫の所在地と面積のわかるもの
19	・粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場(成形場、施 ^{ゆう} 釉場を含む。)及び製品倉庫	$\frac{1}{2}$	—	
20	・天災その他これに類する事由により事業所用の家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けた場合	市長が適当と認める割合		

事業所税の申告書の記載要領

事業所税の申告書の記載について、次の例により説明します。

(例) 法人名 : さいたま株式会社

事業年度 : 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

事業所名称	本店/支店	事業所所在地
さいたま株式会社	本店	さいたま市大宮区大門町3丁目1番地 大門ビル
さいたま株式会社 東大宮支店	支店	さいたま市見沼区東大宮4丁目31番地1
さいたま株式会社 指扇支店	支店	さいたま市西区西大宮2丁目13番地1

令和7年5月31日決算期末時点での事業所床面積及び同期中に支払われた従業者給与総額等の状況は次のとおりです。

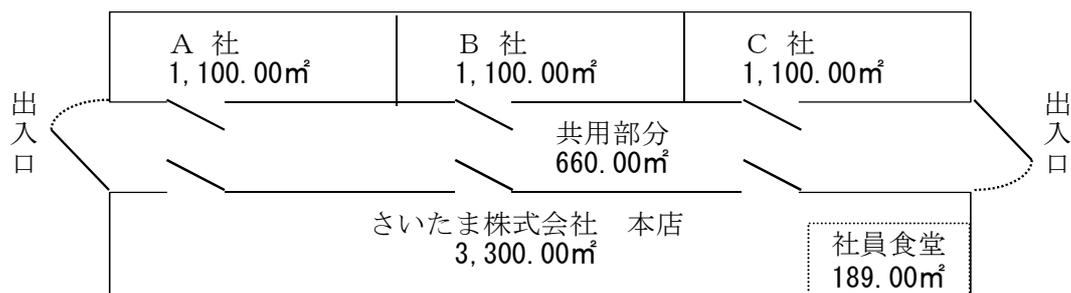
(1) 本店

① 事業所床面積

ア 専用床面積 3,300.00㎡

なお、本店は貸ビル（さいたま市大宮区大門ビル）に入居しています。当該貸ビルには他にA社B社及びC社がそれぞれ 1,100.00㎡ ずつ専用しており、これらの専用部分に係る共用部分の床面積は 660.00㎡ となっています。

イ 専用部分の床面積 3,300.00㎡ のうち社員食堂として 189.00㎡ を使用しています。



② 従業者給与総額

従業者の給与等の支払いは、毎月1日から月末までの分をその月に支払っています。

ア 従業員 (206人分) 370,612,410円

イ アの従業員のうち65歳以上の従業員(6人分) 13,811,000円

(2) 支店 (市内2店舗)

●さいたま株式会社 東大宮支店

① 事業所床面積 935.00㎡ (うち娛樂室 202.00㎡)

② 従業者給与総額

ア 従業員 (32人分) 44,681,000円

イ アの従業員のうち心身障害従業員 (17人分) 17,081,500円

③ この支店は、心身障害者を多数雇用する事業所に該当しています。

●さいたま株式会社 指扇支店

① 事業所床面積 1,612.00㎡

② 従業者給与総額 従業員 (115人分) 221,772,100円

③ この支店は、令和6年9月17日に廃止しています。

第44号様式「事業所税の申告書」の記載要領

①欄 別表1「事業所等明細書」明細区分1の計算の①欄の床面積を記載します。

②欄 別表1「事業所等明細書」明細区分2の計の②欄の床面積を記載します。

国税庁から送付のあった法人番号指定通知書に記載された、13桁の数字を記載します。

※代表者様等の個人番号ではありません。
※個人の行う事業の場合に限りマイナンバー(個人番号)を記載します。

③④欄 別表2「非課税明細書」の⑦の合計(事業所等が2以上ある場合は、これらの合計です。)で、③又は④に対応する個々の数値を記載します。

⑤⑥欄 別表3「課税標準の特例明細書」の②の合計(事業所等が2以上ある場合は、これらの合計です。)で、⑤又は⑥に対応する個々の数値を記載します。

⑦欄 ①-③-⑤の数値を記載します。ただし、課税標準の算定期間が12月に満たない場合は上記の数値に算定期間の月数12月を乗じて得た数値を記載します。
※ この場合先に12で除してから算定期間の月数を乗じて計算をし、1㎡の100分の1未満の端数は切り捨てます。

受付印		令和 7 年 7 月 31 日	※処理事項	発信年月日 通信日付印 確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
(宛先)さいたま市長				申告年月日 令和 7 年 7 月 31 日					
(フリガナ) 氏名又は名称 さいたま株式会社	住所 本店 さいたま市大宮区大門町3丁目1番地	〒330-0846 (電話 048-646-0000)		事業種目 物品販売業		資本金の額又は出資金の額 兆 十億 百万 千円 1 0 0 0 0			
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	所在地 支店 さいたま市見沼区東大宮4丁目31番地1	〒337-0021 (電話 048-681-0000)		所轄税務署名 大宮 税務署		この申告に 応答する者 の氏名 (電話 646-0060) 大門 一郎			
(フリガナ) 法人の代表者氏名 埼玉 太郎									

第四十四号様式

申告納付期限が土曜日、日曜日、国民の祝日、又は12月29日から翌年の1月3日に該当する場合、これらの日の翌日が申告納付期限となります。

⑫欄 別表1「事業所等明細書」の従業者給与総額⑫の合計を記載します。

⑬欄 別表2「非課税明細書」の非課税従業者給与総額⑬の合計を記載します。

⑭欄 別表3「課税標準の特例明細書」の控除従業者給与総額⑭の合計を記載します。

⑮欄 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

⑯欄 1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

⑱⑲⑳欄 100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※1㎡の100分の1未満は切り捨てます。

令和 6 年 6 月 1 日から 令和 7 年 5 月 31 日までの 事業年度又は課税期間		の事業所税の 申告書					
資 産 割 額	事業所床面積	①	4 5 6 5 0 0	従業者給与総額	⑫	6 3 7 0 6 5 5 1 0	
	非課税に係る事業所床面積	②	1 6 1 2 0 0	非課税に係る従業者給与総額	⑬	3 0 8 9 2 5 0 0	
	控除事業所床面積	③	3 9 1 0 0 0	控除従業者給与総額	⑭		
	課税標準となる事業所床面積	④		課税標準となる従業者給与総額 (⑬-⑭)	⑮	6 0 6 1 7 3 0 0 0	
	課税標準となる事業所床面積	⑤	3 6 6 5 0 0	従業者割額(⑮× $\frac{0.25}{100}$)	⑯	1 5 1 5 4 3 2	
	課税標準となる事業所床面積	⑥		既に納付の確定した従業者割額	⑰		
	課税標準となる事業所床面積	⑦	3 8 0 7 5 0	資産割額と従業者割額の合計額 (⑯+⑰)	⑱	4 1 2 2 3 0 0	
	課税標準となる事業所床面積	⑧	5 3 7 3 3 0	既に納付の確定した事業所税額 (⑱+⑰)	⑲	0 0	
	課税標準となる事業所床面積	⑨	4 3 4 4 8 3	この申告により納付すべき事業所税額 (⑱-⑲)	⑳	4 1 2 2 3 0 0	
	資産割額(⑨×600円)	⑩	2 6 0 6 8 9 8	備考			
	既に納付の確定した資産割額	⑪		関与税理士氏名	(電話)		

⑧欄 ②-④-⑥の数値に、各々以下に掲げる割合を乗じて得た数値の計を記載します。

- 算定期間の中に新設した事業所等
新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
算定期間の月数
- 算定期間の中に廃止した事業所等
算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数
算定期間の月数
- 算定期間の中に新設し、かつ廃止した事業所等
新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数
算定期間の月数

なお、1㎡の100分の1未満の端数は個々の事業所等ごとに切り捨てます。

⑱⑲欄 修正申告の場合は、既に納付の確定した資産割額又は従業者割額を各々記載します。

日付は全て和暦で記載
します。

第44号様式 別表1 「事業所等明細書」 の記載要領

明細区分
該当する区分に○印をします

1：事業所等が算定期間を
通じて使用された場合
2：事業所等が算定期間の
中途に新設又は廃止された
場合
計：1又は2の合計

専用床面積
期末又は廃止の日現在にお
ける専用に係る事業所等の用
に供する部分の延べ面積を記載
します。

共用床面積
専用面積に対応する別表4「共
用部分の計算書」の⑥欄の床
面積を記載します。

事業所床面積
専用床面積と共用床面積の
合計を記載します。

※共用床面積がない場合(1
棟全てを専用している場合
等)は、この欄のみ記載しま
す。

明細区分1の合計を記載します

明細区分2の合計を記載します

事業所等明細書

明細区分の別		算定期間		※ 処理事項		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
1 算定期間を通じて使用された事業所等		令和6年 6月 1日 から		氏名又は 名称					さいたま株式会社			
2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等		令和7年 5月 31日 まで		個人番号又 は法人番号					1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			
※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資 産 割			従 業 者 割					
				専用床面積 ⑦	共用床面積 ⑧	事業所床面積 (⑦+⑧)	使用した期間(年月日) 同上の月数	従業員数 ⑨	従業員給与総額 ⑩			
	①	本店	さいたま市大宮区 大門町3-1 大門ビル	3 3 0 0	0 0	3 6 3 0 0 0	・ ・ から ・ ・ まで	2 0 6	3 7 0 6 1 2 4 1 0			
	②	計	さいたま市大宮区大門町3-1 株式会社□□銀行	3 3 0 0	0 0	3 6 3 0 0 0	月	2 0 6	3 7 0 6 1 2 4 1 0			
	①	東大宮支店	さいたま市見沼区 東大宮4-31-1			9 3 5 0 0	・ ・ から ・ ・ まで	3 2	4 4 6 8 1 0 0 0			
	②	計	さいたま市見沼区東大宮4-31-1 ○○商事(有)			9 3 5 0 0	月	3 2	4 4 6 8 1 0 0 0			
	①					4 5 6 5 0 0	・ ・ から ・ ・ まで	2 3 8	4 1 5 2 9 3 4 1 0			
	②					4 5 6 5 0 0	月	2 3 8	4 1 5 2 9 3 4 1 0			
	③	指扇支店	さいたま市西区 西大宮2-13-1			1 6 1 2 0 0	6・6・1 から 6・9・17 まで	1 1 5	2 2 1 7 7 2 1 0 0			
	④	計	さいたま市西区西大宮2-13-1 △△商事(有)			1 6 1 2 0 0	4 月	1 1 5	2 2 1 7 7 2 1 0 0			
	⑤					1 6 1 2 0 0	・ ・ から ・ ・ まで	1 1 5	2 2 1 7 7 2 1 0 0			
	⑥					1 6 1 2 0 0	月	1 1 5	2 2 1 7 7 2 1 0 0			
	⑦						・ ・ から ・ ・ まで					
	⑧						月					
	⑨						・ ・ から ・ ・ まで					
	⑩						月					
	⑪						・ ・ から ・ ・ まで					
	⑫						月					
	⑬						・ ・ から ・ ・ まで					
	⑭						月					

使用した期間
算定期間の中に事業所を新
設又は廃止した場合は、使用
期間を記載します。

同上の月数
使用した月数を記載します。

(1) 新設の場合
新設の日の属する月の翌月か
ら算定期間の末日の属する月
までの月数

(2) 廃止の場合
算定期間の開始の日の属する
月から廃止の日の属する月ま
での月数

(3) 新設かつ廃止の場合
新設の日の属する月の翌月か
ら廃止の日の属する月までの
月数

従業員給与総額
算定期間に支払われた又は
支払われるべき給与等の総額
を記載します。

従業員数
期末または廃止の日現在にお
ける従業員数を記載します。

※当該算定期間に属する各
月の末日現在の従業員数のう
ち、最大数月が最小数月の2
倍を超える場合は、各月末日
の従業員数の合計を算定期
間の月数で除した数値を記載
します。

第四十四号様式別表一

日付は全て和暦で記載
します。

第44号様式 別表2「非課税明細書」の記載要領

非課税明細書

算定期間	令和6年 6月 1日から		令和7年 5月 31日まで		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分								
					氏名又は 名称	さいたま株式会社												
					個人番号又は 法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
※	事業所等の名称	本店		事業所等の所在地	さいたま市大宮区大門町3丁目1番地													
非課税の内訳				資産割				従業員割										
				非課税床面積				非課税従業員数				非課税従業員給与総額						
法第701条の34第	3	項	第	26	号	該	当											
法第701条の34第		項	第		号	該	当											
法第701条の34第		項	第		号	該	当											
障害者・65歳以上の従業員								6				1 3 8 1 1 0 0 0						
合 計				1 8 9 0 0				6				1 3 8 1 1 0 0 0						
※	事業所等の名称	東大宮支店		事業所等の所在地	さいたま市見沼区東大宮4丁目31番地1													
非課税の内訳				資産割				従業員数				従業員給与総額						
				非課税床面積				従業員数				従業員給与総額						
法第701条の34第	3	項	第	26	号	該	当											
法第701条の34第		項	第		号	該	当											
法第701条の34第		項	第		号	該	当											
障害者・65歳以上の従業員								1 7				1 7 0 8 1 5 0 0						
合 計				2 0 2 0 0				1 7				1 7 0 8 1 5 0 0						
非課税事業所床面積等の合計				3 9 1 0 0				2 3				3 0 8 9 2 5 0 0						

第四十四号様式別表二

非課税に係る該当項目別に、
各々適用される法令条項等を
記載します。

期末又は廃止の日現在における
非課税に係る床面積を該当
項目別に各々記載します。
※共用床面積に係る非課税面
積は記載しません。

算定期間中に支払われた又は
支払われるべき給与等の額
のうち、非課税に係る給与等の額
を該当項目別に記載します。

期末又は廃止の日現在における
非課税に係る従業員数を該
当項目別に記載します。

2以上の事業所等について、
非課税の規定の適用がある
場合は、この欄に合計を記載
します。

なお、非課税明細書が2枚以
上となる場合は、最終の非課
税明細書のこの欄に合計を
記載します。

日付は全て和暦で記載
します。

第44号様式 別表3 「課税標準の特例明細書」 の記載要領

課税標準の特例明細書

算定期間	令和6年 6月 1日から	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分								
	令和7年 5月 31日まで	氏名又は名称	さいたま株式会社												
		個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

課税標準の特例に係る該当項目別に、各々適用される控除割合を記載します。

⑤に④の割合を乗じて得た控除従業者の給与等の額を記載します。
(1円未満の端数は切り捨て)

算定期間中に支払われた又は支払われるべき従業者給与総額のうち、課税標準の特例に係る給与等の額を、該当項目別に各々記載します。

課税標準の特例に係る該当項目別に、各々適用される法令条項等を記載します。

期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積を、該当項目別に各々記載します。

※2以上の特例の適用がある場合には、特例の適用を受ける⑦の欄の控除床面積を控除した後の床面積を記載します。

⑦に④の割合を乗じて得た控除床面積を記載します。
(1㎡の100分の1未満は切り捨て)

※	事業所等の名称	東大宮支店		事業所等の所在地	さいたま市見沼区東大宮4丁目31番地1												
	課税標準の特例内訳	資 産 割			従 業 者 割												
		課税標準の特例適用対象床面積	控除割合	控除事業所床面積	課税標準の特例適用対象従業者給与総額	控除割合	控除従業者給与総額										
	法第701条の41第2項第号該当	73300	1/2	36650													
	法第701条の41第項第号該当																
	雇用改善助成対象者																
	合 計			36650													
※	事業所等の名称			事業所等の所在地													
	課税標準の特例内訳	資 産 割			従 業 者 割												
		課税標準の特例適用対象床面積	控除割合	控除事業所床面積	課税標準の特例適用対象従業者給与総額	控除割合	控除従業者給与総額										
	法第701条の41第項第号該当																
	法第701条の41第項第号該当																
	雇用改善助成対象者																
	合 計																
	控除事業所床面積の合計					控除従業者給与総額の合計											

日付は全て和暦で記載します。

第44号様式 別表4 「共用部分の計算書」 の記載要領

共用部分の計算書

算定期間 令和6年6月1日から 令和7年5月31日まで	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分							
	氏名又は名称	さいたま株式会社											
	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
※	事業所等の名称	本 店	事業所等の所在地		さいたま市大宮区大門町3丁目1番地								
①	専用部分の延べ面積	6 6 0 0	0	③ の 内 訳		⑦							
②	①のうち当該事業所部分の延べ面積	3 3 0 0	0	消防設備等に係る共用床面積		⑦							
③	非課税に係る共用床面積	0	0	防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	①							
④	③以外の共用床面積	6 6 0 0	0		2分の1が非課税となる共用床面積	②							
⑤	共用床面積の合計(③+④)	6 6 0 0	0	⑦~②以外の非課税に係る共用床面積		③							
⑥	事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$)	3 3 0 0	0	合 計 (⑦ ~ ③)		④							
※	事業所等の名称		事業所等の所在地										
①	専用部分の延べ面積			③ の 内 訳		⑦							
②	①のうち当該事業所部分の延べ面積			消防設備等に係る共用床面積		⑦							
③	非課税に係る共用床面積			防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	①							
④	③以外の共用床面積				2分の1が非課税となる共用床面積	②							
⑤	共用床面積の合計(③+④)			⑦~②以外の非課税に係る共用床面積		③							
⑥	事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$)			合 計 (⑦ ~ ③)		④							

①欄
共用部分以外の部分(以下、専用部分)で、⑤欄に関連を有する専用部分の延べ面積を記載します。

②欄
①のうち、この申告をする法人が使用する事務所等部分の延べ面積を記載します。

③欄
右④欄の数値を記載します。

④欄
共用部分のうち、非課税の規定の適用を受けない部分の床面積を記載します。

⑦欄
⑦、①及び②の欄は、特定防火対象物である事業所についてのみ記載します。

②欄
共用部分のうち、令56の43②に掲げる消防用設備等に係る床面積を記載します。

①欄
共用部分のうち、令56の43③(1)イ、(4)及び(5)イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載します。

②欄
共用部分のうち、令56の43③(1)ロ、(2)、(3)及び(5)ロに掲げる廊下等に係る床面積の2分の1相当部分の床面積を記載します。

③欄
共用部分のうち、⑦、①及び②以外の非課税床面積を記載します。

「事業所等の新設・廃止・異動申告書」の記載例

様式第106号(別表第1関係)

日付は全て和暦で記載します。

事業所税 事業所等の新設・廃止・異動申告書

受付印 令和 6 年 8 月 1 日 (宛先)さいたま市長	住所 (本店所在地)	さいたま市北区宮原町1丁目852番地1	
	(フリガナ)氏名(名称)	オオミヤ カブシキカイシャ 大宮 株式会社 ※	
	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
	(フリガナ)代表者氏名	オオミヤ ハナコ 大宮 花子 ※	
	この申告に回答する者の氏名	電話番号	大門 太郎 048-669-XXXX
申告書類の送付先(本店以外の場合)	電話番号		

国税庁から送付のあった法人番号指定通知書に記載された、13桁の数字を記入します。

代表者が自署する場合には押印は不要です。

住所(所在地)以外に申告書を送付してもらいたい場合にその送付先を記入します。

新規提出は「第1項」、変更提出は「第3項」に○印をします。

さいたま市市税条例第148条(第1項、第3項)の規定により、次のとおり申告します。

該当する区分に○印をします。

新設、廃止又は異動の年月日	令和 6 年 8 月 1 日 新設・廃止・異動 ()				
事業年度	令和 6 年 6 月 1 日 ~ 令和 7 年 5 月 31 日				
事業種目	卸売業	資本金の額又は出資金の額	10,000,000 円		
新設・廃止事業所等	事業所在地	さいたま市桜区道場4丁目3番1号			
	事業所名称	桜支店			
	家屋の名称	さくらビル			
	従業者数	12 人			
	床面積	(専用床面積)	600 00 m ²	(合計床面積)	m ² 家屋所有者
		(共用床面積)	200 00 m ²	800 00 m ²	自己(他者)
貸主住所(所在地)	さいたま市南区别所7-20-1				
貸主氏名(名称)	南商事 有限会社	電話番号	048-838-XXXX		

建物内に他の使用者が入居している場合(空室の場合も含む)は、その建物の共用床面積を自己の専用床面積に応じて按分した面積を記入します。
※建物一棟をすべて使用している場合は合計床面積のみ記入します。

特殊関係者の「有」とは、自社の子会社などの特殊関係者が、今回設置した事務所と同じ建物内で事業を行っている場合です。

市内合計床面積	1500.00 m ²	市内合計従業者数	40 人	特殊関係者	有(無)
関与税理士氏名	与野会計事務所 与野市郎		電話番号	048-840-XXXX	
備考					

さいたま市内に所在する全ての事業所の合計を記入します。

この例では、新たに設置した桜支店に既存の本店床面積700m²、従業者28名を合計して記入しています。

備考 この申告書は、事業所等の新設、廃止又は異動のあった日から1月以内に提出してください。

「事業所用家屋の貸付け等申告書」の記載例

様式第107号(1)(別表第1関係)

事業所税 事業所用家屋の貸付け等申告書

<div style="text-align: center;">  受付印 令和 6 年 8 月 1 日 (宛先)さいたま市長 </div>	住所(本店所在地)	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1		
	(フリガナ)氏名(名称)	さいたま株式会社 ※ <small>※個人の場合、本人が手書きしないときは、記名押印してください。</small>		
	法人番号	1234567890123		
	(フリガナ)代表者氏名	サイタマ タロウ 埼玉 太郎 ※ <small>※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。</small>		
	この申告に回答する者の氏名	大門 一郎	電話番号	048-646-XXXX
さいたま市市税条例第148条(第2項、第3項)の規定により、次のとおり申告します。				
(第3項) 異動の申告の場合 : <input type="checkbox"/> 建物の貸付け等の現況すべて : <input type="checkbox"/> 異動箇所のみ を申告します。				
家屋の所在地	住居表示: さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 (地番(家屋番号):)			
建物の名称	浦和物販ビル			
構造・階数	鉄骨造・地上3階地下1階	用途 [建物の種類]	事務所・店舗	
防火対象物の用途番号	16-イ(複合用途防火対象物)			
家屋の延床面積 (② + ③ + ⑩ + ⑪)		①	2,200.00 m ²	
事業所等専用床面積		②	1,400.00 m ²	
②に係る共用部分の床面積		③	600.00 m ²	
非課税以外に係る共用床面積 (按分対象となる共用床面積)		④	300.00 m ²	
非課税に係る共用床面積		⑤	300.00 m ²	
特定防火対象物である場合	消防用設備等に係る共用床面積	⑥	100.00 m ²	
	防災に関する施設等に係る共用床面積	全部非課税	⑦	100.00 m ²
		1/2非課税	⑧	50.00 m ²
⑥~⑧以外の非課税施設等に係る共用床面積		⑨	50.00 m ²	
住居用その他部分の床面積		⑩	100.00 m ²	
建物付属の屋内駐車場面積 (1台当たりの駐車面積がおおむね等しい場合)		⑪	100.00 m ²	
⑪に係る駐車場の収容台数		⑫	10 台	

新規提出は「第2項」、
変更提出は「第3項」に
○印をします。

固定資産税の課税対象床
面積の合計です。

共用(階段、廊下、トイレ、
機械室等)、及び居住専用
以外の床面積を記載しま
す。

課税対象の共用(⑤に係る
もの以外)の床面積を記載
します。

入居している事業者全部
で共用して使用している非
課税施設(福利厚生施設
等)の面積を記載します。

居住用に利用されている
面積を記載します。
※休憩室は含まれません。
※事業用に供されている
場合も含まれません。

代表者が自署する場合
には押印は不要です。

建物が特定防火対象
物であった場合に、消
防用設備等及び避難
施設等に該当して非
課税となる共用床面
積を記載します。

※通常オフィスビル、
倉庫、工場などは該
当しません。(特定防
火対象物ではありません。)

1台当たりの駐車区
画がおおむね同じ面
積の場合、屋内の駐
車場の床面積(駐車
部分と車路部分の合
計)を記載します。

備考 この申告書を提出する場合は、家屋の平面図等を添付してください。なお、既に当該家屋の平面図等を提出している場合は必要ありません。

「事業所用家屋の貸付け等申告書（継続紙）」の記載例

様式第107号(2)(別表第1関係)

事業所税 事業所用家屋の貸付け等申告書（継続紙）

貸付けている事業所用家屋の明細

貸付等の態様	貸付等の事由	貸付等年月日
階層	使用者の住所又は本店所在地	専用床面積 (14) 共用床面積(4×(14)/(2)) (15)
駐車場の使用台数 (13)	使用者の氏名又は名称	駐車場床面積(11×(13)/(12)) (16) 事業所床面積(14)+(15)+(16) (17)
貸付・自己使用・空室	新規 変更・解約(終了)・変更なし	令和6年 8月 1日
3階	中央区下落合5-7-10	350.00 m ²
台	〇〇食品 株式会社	75.00 m ² 425.00 m ²
貸付・自己使用・空室	新規 変更・解約(終了)・変更なし	令和6年 8月 1日
1階	千代田区神田1-1-1	700.00 m ²
2台	◇◇販売 株式会社	150.00 m ² 20.00 m ² 870.00 m ²
貸付・自己使用・空室	新規・変更・解約(終了)・変更なし	平成30年 6月 1日
2階		175.00 m ²
5台	自社使用	37.50 m ² 50.00 m ² 262.50 m ²
貸付・自己使用・空室	新規・変更・解約(終了)・変更なし	令和6年 8月 1日
階		175.00 m ²
3台	空室	37.50 m ² 30.00 m ² 242.50 m ²
貸付・自己使用・空室	新規・変更・解約(終了)・変更なし	年 月 日
階		m ²
台		m ²
貸付・自己使用・空室	新規・変更・解約(終了)・変更なし	年 月 日
階		m ²
台		m ²
貸付・自己使用・空室	新規・変更・解約(終了)・変更なし	年 月 日
階		m ²
台		m ²
貸付・自己使用・空室	新規・変更・解約(終了)・変更なし	年 月 日
階		m ²
台		m ²

建物の全部または一部を貸付けた使用者の内容を記載します。
使用者が法人の場合、所在地は本店の所在地を記載します。

該当する事由に○印をします。

自社で使用している箇所についても記載してください。

貸しビルなどで、空室がある場合、空室の合計面積を記載してください。

使用者へ建物を貸付けた専用部分(建物の賃貸借契約書に記載される床面積など)を記載します。

④に記載した共用床面積について

①使用者専用床面積
②専用床面積合計
の割合を乗じて あん分した数値を記載します。

⑪の屋内駐車場全体面積について

⑬使用台数
⑭収容台数
の割合を乗じて あん分した数値を記載します。

貸付先の専用床面積、共用床面積及び駐車場床面積の合計面積(⑭と⑮と⑯の合計)を記載します。

使用者ごとの専用床面積と上記の計算で算出した共用床面積の合計が事業所税の対象床面積になります。

事業所税の手引き ～令和7年度改訂版～

発行 令和7年4月

問い合わせ先 さいたま市 財政局 北部市税事務所 法人課税課 法人・諸税係

〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1

TEL 048-646-3272（直通）

FAX 048-646-3164

この事業所税の手引きは100部作成し、1部当たりの印刷経費は288円（概算）です。
